

# 福祉文教委員会会議録

平成29年6月21日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:14

## 案 件

### 1. 議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例

#### 【 報告事項 】

1. 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターの設置について
2. 平成28年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績の公表について
3. 飯塚市立小・中学校空調設備設置計画について
4. 「飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)」について
5. 平成29年度飯塚市中学生海外研修事業について
6. 工事請負契約の報告について

---

## ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○待機児童対策担当次長

「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」案の説明を申し上げます。議案書4ページ、「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」でございます。本条例案を提案する理由といたしましては、市内の保育所等保育園、こども園で常勤保育士として業務に従事しようとする者に対し、保育士としての修学を援助するための資金を予算の範囲内において貸し付ける保育士修学資金を創設することにより、市内における常勤保育士を確保し、もって市内の保育所等未利用児童の解消に寄与するため本案を提出するものでございます。

本条例案は14条の項目で構成されておまして、第1条に「本条例の目的」、2条に「用語の定義」、3条に「貸付けの要件」、4条に「貸付金額等」、5条に「貸付期間」、6条に「貸付けの申請及び決定」、7条に「契約の締結等」、8条に「変更等の届け出」、9条に「貸付けの停止」、10条に「契約の解除」、11条に「貸付金の返還」、12条に「返還の猶予」、13条に「返還の免除」、14条に「規則への委任」について定めております。本件の貸付金の概要でございますが、貸付金制度の創設の目的は、大学等の保育士養成施設で、保育士を目指して修学中の学生で、卒業後、市内の認可された保育所、保育園、認定こども園等において常勤保育士として業務に少なくとも5年間従事することを約束する学生に対し、正規の修学期間を限度に、貸付決定月から保育士養成施設を卒業する日の属する月までの期間、月額2万円の修学資金を無利子で貸し付けを行い、支援をするというものでございます。また、保育士養成施設卒業後、1年以内に市内の認可された保育所、保育園、認定こども園等に常勤保育士として就職した場合は、貸付金の返還を猶予するとともに、さらに引き続き5年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除することとしておまして、これにより、市内保育所等への就職を誘導し、保育士を確保しようとするものでございます。なお、本条例案の修学資金貸付金事業実施経費につきましての予算措置につきましては、本議会で補正予算の上程を行っており、ご審議をいただくことになっております。以上簡単ですが、議案第49号の説明を終わります。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

## ○城丸委員

市内の常勤保育士を確保するためということで、待機児童解消とかそういう目的でつくられたものだと思いますけど、これを上程するというか、これをつくるに当たりまして、まずニーズ調査というか、ニーズ調査または効果測定というか、そういう先進事例をふまえた中での先進事例があるかどうかわかりませんが、そういう中でさっき言ったニーズ調査、効果測定みたいなものをされた経過がありますか。

○待機児童対策担当次長

ご質問の件でございます。まず対外的なニーズ調査等を実施しておりませんが、実情といたしまして、市内保育所におきましては、保育士が不足している状況がございます。これを保育士不足を解消する一環としまして、この施策が福岡県におきましてことしの3月からこの同様の修学資金の貸付制度がなされたというところで、それで本市におきましても、この修学資金とセットで、同様の目的で、飯塚市の修学資金制度を創設いたしまして、市内保育所への保育士の就職を誘導したいというふうに考えて設定いたしました。

○城丸委員

こういうものをするときには、調査が必要だと思いますけども、県が5万ということで、市が2万ということで7万というかなり大きな金額なんですけどね。例えば、近畿大学付属短期大学の保育コースもありますし、学生にそういうニーズ調査というか、アンケート調査というか、そういうものが必ず必要なんじゃないかなと私は思います。それで市としては、どれぐらい効果があるかと思われておりますか。

○待機児童対策担当次長

効果でございますが、まず市内にある近畿大学の学生さんが、だいたい1学年70名位おられます。その就職につきましては、いろいろ調べますと、結構市外の方に就職されて、市内の就職もされている方がおられますが、市外の方にも行かれていますという分析もありました。それで、特に近畿大学をモデルに貸付金設定もいたしましたが、近畿大学のみならず、県内の保育士養成機関の学校にこれをPRいたしまして、市内保育所への就職の誘導をしたいというふうに考えております。

○城丸委員

したいということで、まだしていないですよ。このPRは。議案が通ってからですか。ただ市内と市外ということで考えれば、その5万円というのは、ここは県内ですから2万円だけが効果ということになりますよね。それで、どうなのかなというのがあります。それで、この文章全体を見ても予算の範囲内という言葉がいっぱい出てくるんですよ。予算の範囲内、だいたいどれぐらい、何人くらいを想定してありますか。

○待機児童対策担当次長

予算の範囲内ということでございますが、この貸付金の予算につきましては、先ほど申しました、今議会の補正予算でご審議いただくことになっておりますが、設定といたしましては、近畿大学の1学年70名のその半数の35名を、1年間貸し付けの対象といたしまして、1年間、70名の半分の35名を対象に予算を設定しております。

○城丸委員

35人。それで、何と言いますか、私の意見なんですけれど、今の保育士不足は仕事がハードの割には、給料が安いということなんです。だから、この修学の補助に飯塚市に就職してくださいと、飯塚市の保育所に就職してくださいというのは分かりますけど、ちょっと補助のポイントがずれているのではないかなという感じがします。それで直接、給与になんか補助するような考えというのは、将来的にはそういう考えがありますか。

○待機児童対策担当次長

まず、給与の問題のご指摘がございましたが、これにつきましては、従前にもちょっとお話をさせていただいたと思いますが、国の方の処遇改善の方で、保育士さんの月額給料でだいた

い6千円以上上げるような給与改善の取り組みが国の方で行うようになっております。市におきましてもそれを受けて、国のその取り組みのやり方が決定いたしましたら、続く補正予算に、計上をさせていただきたいと、関係部署と協議の上で、待遇改善につきましては、国の方針が固まり次第予算に計上させていただきたいと考えております。

○城丸委員

今のところ単費では考えてないということですのでよろしいでしょうか。それで先ほど、福岡市か何かで6億円の補正をして、というお話がありましたけど、あれは直接、たぶん給与の方に補助するやつだとうすら覚えでわかりませんが、多分そうだと思うんですね。そういう飯塚市内よりも、福岡に就職するというのはそういう面、ものすごく強いと思うんですね。だからやはり、飯塚市においてもそういう単費の補助を、国の補助ももちろんのことですけど、単費でもある程度補助していくというような考えが、やはり保育士不足の解消につながるんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願います。以上です。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○兼本委員

私はこの条例の中身に質問をしたいと思うんですけども、まず第1条で、この条例は何年間、期間はどのくらいの期間を想定していらっしゃるのか、未利用児童の解消に寄与することというふうにあります。未利用児童が解消されれば、この貸し付けは終わるのかということをお伺いしたいと思います。

○待機児童対策担当次長

条例では明確にいつまでというような期限は設定しておりません。ただこの事業といたしましては、質問者おっしゃるとおり待機児童の緊急的待機児童の解消のための緊急的な事業というふうに考えております。でございますので、状況にもよりますが、待機児童が解消されれば、そのときにまた判断して、この貸付金をどうするのかということは、そのときに判断していくということになると考えております。

○兼本委員

次に、第2条のこれはきのうも質疑で出ていましたけども、保育所等というのは、これは公立も含むのかということと、企業内保育所等はだめなのかということを確認させてください。

○待機児童対策担当次長

対象の保育所でございますが、これは私立だけでなく公立の保育所も含むという設定でございます。そして、企業内の保育所につきましては、これは認可された保育所ということで、認可された保育所ということをお前提としておりますので、企業内の保育所は該当はしていません。

○兼本委員

それでは、県の保育士修学資金は県内で保育業務に従事し、というふうにあります。これは、認可保育園及び認定こども園という今回、その飯塚市の提案の条例と同様ということなんですか。

○待機児童対策担当次長

県の方は、保育士、保育所だけでなく、乳児施設とかそういう施設に従事される方も該当にしているということで聞いております。本市の場合は、保育所保育士ということでやっております。もちろん認可された保育所。

○兼本委員

次に常勤保育士となっております。それで、常勤というのは、例えば、臨時職員などの公立、私立問わず、非正規の方でもよいのかということが1つ。6時間以上20日以上いわゆる常勤という法律上のものを言われているということですね。今、保育士の皆さん達も、その働き

方っていうのがいろいろ多様化しているわけじゃないですか。その例えば8時間の16日であったりとか、いろいろ働き方っていうのがあると思うんですね。去年保育士さんを募集されたときもたしか時間、1日何時間というのは決まっていたんですね。そこで募集された方達も、なかなか入れなかったと。その時間帯をあれば8時間でしたかね。7時間でしたっけ。去年、保育士さん募集されたチラシがありましたよね。確か、1日8時間かな。なんかそういうふうにもう条件がついていたんですね。その条件がやっぱりなかなかハードルが高いということで、なかなかやっぱりこう、働きたくとも働けないという方もいらっしゃいました。これは今、そういう意味では多様化している日本において、例えば120時間を超えればいいのではないかというふうにも思うんですけどもいかがでしょうか。

○待機児童対策担当次長

質問委員、ご指摘のとおり色々な状況があるというのは認識しております。まず、本条例につきましては、今委員もおっしゃいました国の基準に基づいた1日6時間以上でかつひと月20日以上勤務される方を対象としております。ただ、今後のことにつきましては、また状況を見まして、判断していきたいと思いますが、この条例につきましては、今の国の基準でみまして1日6時間以上のひと月20日以上勤務の方ということで設定させていただいております。よろしくお祈りします。

○兼本委員

4条、5条等で、金額月額2万円というふうに決めてありますが、例えば短大もあれば、4年生大学卒の方もいらっしゃると思うんですね。そうすると、四大と短大では当然その費用は変わってきますが、上限というはあるんですか。

○待機児童対策担当次長

今のご指摘の件につきましては、いわゆる4年制の大学につきましては修学期間が4年となりますので、これにつきましては、4年間が対象になる。ただし、上限は4年間でございます。あの4年生で例えば内容にありますけど、留年とかになった場合は、その分は除いたところの正規の修学期間となります。

○委員長

留年はだめということ。留年の分は加算はない。

○兼本委員

というと、4年制だと、最大で1年間24万円の、96万円ということですね。わかりました。それと次に、先ほど城丸委員の方が質問されておりました予算資料だと、その35人を想定されてあるということですが、もしこの35人を申請人が超えた場合は、36人になったら1人だけだめになりますよね。そういうことはあり得るのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

それは申込がいっぱい来るといいことなんですが、もしそういうことになった場合につきましては、財政当局とも協議いたしまして対応したいと考えております。

○兼本委員

あと、これ今の分で申請の内容を審査するに当たって必要と認めるときは面接その他の方法を用いるといったことが書いてありますけども、これは申請の内容を審査するに当たり必要と認めるときというのはどういったときなんですか。第6条の第3項。

○待機児童対策担当次長

この必要と認めるときはと書いております。一応、書類審査だけでなく、おいでになるとき、最初は一度お会いしてお話、書類の説明とかさせていただきます。ですからあのこれを書きましたのは、これを入れなかったら、書類審査でお会いしないまま申請いただくような形になってもいけませんので、1度お話を説明をするような形でしますので、面接を考えております。

○兼本委員

次に、第7条修学資金の貸し付けの決定を受けたものは当該貸し付けにつき市長と契約を締結しなければならないと。当然相手は未成年者という形になると思うんですが、どういうふうな契約をされるんでしょうか。

○待機児童対策担当次長

この契約につきましては、相手方が未成年者でございますので、連帯保証人のお2人つけていただくようお願いしています。これにつきましては配付いたしております要綱資料で、第7条の中にも書いてありますが、いわゆる、返済の債務を負う保証人、連帯保証人をお2人つけていただくという形になっております。

○兼本委員

市長と契約を締結するのは親権者になるのではないんですか。未成年者は、民法上、契約ができないというか、契約しても親権者が追認しないと、契約を締結できないんじゃないですか。

○待機児童対策担当次長

大変、失礼しました。7条の3項の方に修学資金の貸し付けの決定を受けたものが未成年者であるときは、前項に定める保証人のうち、1人はその方の法定代理人であるということにしております。

○兼本委員

それがおかしくないですか。契約者は、法定代理人になるわけでしょう。親権者ですから。違いますか。本人が保証人になるということなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

休 憩 10:27

再 開 10:40

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

質問委員おっしゃったように、未成年の法律行為というのは、制限されております。今回の場合は民法の5条で未成年が法律行為をするには、法定代理人の同意を得なければならないという状況がございます。そこで、連帯保証人に法定代理人に1人になっていただくということで、その同意ということで考えております。

○兼本委員

その場合にちょっと問題があるのではないかというふうに思うのが、例えば、ご両親がいらっしゃる場合、法定代理人は2人になりますね。そこで、私は保証人は絶対なりたくないという方ももしかしたら、いらっしゃるかもしれない。2人のうち1人が、これは同意できないという、子どもは保育士になるために受けたいんだけど、それが可能にはならない可能性もあるわけですよ。逆にいうと、だからそこがどうなのかなというふうに、問題があるのではないのかなというふうに思うんですけれども。

○待機児童対策担当次長

今ご質問者のそういう状況は想定はしておりませんでした。親御さんお一人が反対されるというのは想定はしておりません。

○兼本委員

もう1ついうと、例えばご両親がいらっしゃらない子どもさんだった場合という、裁判所等で選任するわけですよ。法定代理人を。そうすると、そこには保証人ならなくちゃいけないというところまで含めたところで、選任をしていただかなくちゃいけないとなると、なんかかなり選任の方が厳しいのではないのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○待機児童対策担当次長

ご指摘のとおり、そういうケースの場合は裁判所の手続等で時間もかかる手続が煩雑になる

というのはご指摘のとおりだと考えております。

○兼本委員

それと、県の福岡県保育士奨学金貸付制度の中に貸し付け対象者というところに、同種の奨学資金または修学に係る公的な経済資金をほかから受けていないことというふうになっているんですけども、県からも貸し付けを受けて市からも受けるということは、この場合は可能なんでしょうか。

○待機児童対策担当次長

質問委員ご指摘のとおり、県の方の要綱の方にはそういう記述があります。私どもの方がこの貸付金を設定するときに、県庁の子育て支援課の方に行きまして確認いたしまして、飯塚市との貸付金の併用は可能という確認を取っております。

○兼本委員

第9条に貸し付け延長、第9条第2項、貸し付けを停止した場合、市長が認めるものについては第5条に定める貸付期間を延長するものとするというふうになっておりますが、具体的にどのような状況のときなんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:45

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

申しわけございません。この2項の市長が認めるものについては、貸付金を延長するというものにつきましては、修学中に病気等で休学した場合のことを想定しております。そしてまた復学する。休学してですね。

○兼本委員

その休学とはやむを得ない理由があった場合の休学ということですか。

○待機児童対策担当次長

そうです。個人的な事情ではなくて、疾病とかのやむを得ない事情ということでございます。

○委員長

これ規則とかで何かあるんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:47

再 開 10:51

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

この修学資金の貸し付けの延長の場合につきましては、修学中にいわゆるやむを得ない病気等で修学が困難になった場合ということになっております。修学資金の停止につきましては、この要綱の中では、規則の中ではちょっと読み込めない部分がございますが、これ要綱を実際の実施する手引の中では貸し付けの停止につきましては、休学したとき、留年したとき、停学処分を受けたときについてお示しするような形にはしております。また規則については今から、決裁をうけるような形で、制度をまだ制定はしていません。

○兼本委員

ということは、まだその条例自体を提出する時期が早いんじゃないんですか。この最後にしますけど、第10条でこの貸付契約を締結したものが次の各号のいずれかの条件に該当する場合には、その契約を解除し、その旨を通知することができるという形になっております。それ

で1点が、その契約を解除した場合に、貸し付けをしていたお金はどのように返済をしていたのか。それから、例えば、第4項の中でこの期間、例えば市内の保育所等で5年間働いた、働いてないということがどういったところでわかるのか。それからただし規則で定める場合を除くとなっています。規則がないのに私たちはこれで、賛成する、賛成しないというのは言えるのかどうかというところがあるんですけども、どうでしょうか。

○委員長

ごめんなさい。提出資料についても、ちょっとざっと説明していただけますか。その中で、今の分について答弁をお願いいたします。

○待機児童対策担当次長

提出資料のご説明をさせていただきます。まず1ページ目、最初に規則、飯塚市保育士修学資金貸付金条例施行規則案。これがクリップ止めを外していただきまして、後ろの方にあります。

○委員長

8ページ、保育に関する状況があって、8ページの後ですね、その次に施行規則の案があります。

○待機児童対策担当次長

そして、その次に要綱、書類の書式に関する要綱案をつけております。

○委員長

声を大きめでお願いします。

○待機児童対策担当次長

それではまず提出した資料のうち飯塚市の保育士修学資金貸付金条例施行規則案。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 55

再 開 11 : 15

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

変更、いわゆる学生の就業状況の変更等につきましては、条例第8条に変更の届け出ということで、その条文について記載をしております。それにつきまして、また説明がおくれまして申しわけございません。規則案の方でございますが、この第8条につきましては、今度は規則の第4条で借受人及び連帯保証人の変更の場合の届け出についてご説明を申し上げている次第でございます。それと返還になった場合はどうなるのかということでございます。この返還の場合につきまして規則案の第6条で、返還の契約の解除の日の属する月の翌日から5年間の間に月賦均等払いの方法で、ただし繰り上げ返還を妨げないというところで、定めております。

○兼本委員

今回のこの条例が新規の保育士さんに本市で働いてもらうということで、待機児童を解消していこうという意図だというお話でした。一つ心配なのが、例えば5年間働きましたと。ただし賃金が安いから5年間は頑張ったけれど、6年目にもう厳しいから、ほかの職に就こうという方もいるんじゃないかというふうに思うんですね。私の知り合いなんかも、子どもが大好きで、保育士になりました。子ども達のために色んなものをしていたら、結局、手元に残って行くお金がほとんどなくなって生活できないから、もう保育士は残念ながらやっっていけないというような声も聞いたことがあります。平成29年1月17日に、前の齊藤市長宛てに出ている飯塚市保育事業に関する要望書の中にも保育士の不規則な勤務時間など労働条件の悪さとほかの事業に比較して、低賃金であるというふうにそこが待機児童を受け入れない事態に陥ってい

る起因ではないかというふうを考えられているというふうに言われているわけですね。そうすると、どうなのでしょう、逆に、ここでいうと、やはりそのほかの事業に比較して低賃金であるというところを解消してあげる方が、私はいいのではないのかなというふうにですね、結局、低賃金であるということで、せつかく5年間頑張った。でも、例えばもしかしたら、一括返済ができるということであれば、先に返済してしまえば3年で辞めてもいいわけでしょう。本当にこれが保育士さんのふえる要因になるのかどうか、本当にこれが待機児童を解消できる要因のための施策なのかどうかというところに、私はちょっと疑問を感じます。それと条例の方をもうちょっとしっかりと精査していただければというふうに思いまして、私の質問は終わらせてさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

すみません。ちょっとこの分について、財源の確認をさせてもらっていいですか。今回の補正予算の方だったと思うんですけど、資料が補正予算書の方になって申しわけないんですけど、これは保育士確保緊急対策事業費の1320万円というところよろしいでしょうか。

○待機児童対策担当次長

ご質問者のご指摘のとおりでございます。

○永末委員

では、その事業費に対して財源、単費ではない、単費では考えてないというふうになっていたかと思うんですけど、これは国からの手当プラス市の財源のミックスみたいな感じの財源でいいんですかね。

○待機児童対策担当次長

この事業につきましては、市の単費でございます。

○永末委員

はい、わかりました。あと一点ですね、先ほどちょっと答弁をずっと聞いていまして、目的として市内で待機児童解消をするというふうなのが当然の、一番の目的でその手段としてその待機児童が生じている原因を分析していくと保育士が不足しているというふうな原因が1つ考えられたというところで、おそらくその市内の保育士が不足をしてるんでということのことから、今回この条例の提案なのかなというふうに思っておるんですけど、まず、ちょっとその点だけ再度確認させてください。

○待機児童対策担当次長

質問委員ご指摘のとおり、今、市内の私立保育所の一部それと市立保育所でも保育士が不足している状況がございますので、本案を提案させていただいた次第でございます。

○永末委員

先ほど1つ例として、市内の近畿短期大学の話があっていて1学年70名で、うち35名、半分を想定しているというふうなことだったんですけど、ちょっと先ほどあんまりまだニーズ調査とかはしっかり行ってないというふうなこともちょっと答弁としてありましたけど、確認させてもらいたいの、そこで70名の方が卒業されて、その卒業された方が市内と市外でその年度によって、学年によって違うと思うんですけど、どのぐらいの割合で就職していつているのかっていうのは、だいたい割合でいいんですけど答弁いただけますか。

○待機児童対策担当次長

近畿の学校の方から平成28年度の状況でございますが、飯塚市内の保育所には16名、認定こども園に1名というふうになっております。

○永末委員

ということは、残りの70名から17名を引いた残りの方というのは市外に就職されている



ということですのでよろしいですか。

○待機児童対策担当次長

まず保育所としましては、飯塚では16名と嘉麻市5名、田川は11名、直鞍地区が8名、桂川町が1名、その他福岡に3名、筑後に1名、県外に2名、合計で47名となっております。その他の方につきましては、市内の幼稚園に4名、民間の全く関係ない民間に入られた方が1名。そういうような形になっております。（数が合わないとの指摘あり）

大変失礼しました。一部を割愛して申しわけございません。まず、卒業生は70名おられました。そしてそのうち、就職された方が61名。進学者が1名となっております。そして、繰り返しになりますが、飯塚市内では保育所に16名、幼稚園に4名、認定こども園に1名、民間企業が1名でございます。そして今度は嘉麻市でございます。保育所に5名。福祉施設に1名。田川地区でございます。保育所に11名、幼稚園に1名、福祉施設に1名。直鞍地区でございます。保育所に8名、桂川町保育所に1名。福岡地区でございます。保育所に3名、民間企業に3名。北九州地区でございます。民間企業に1名です。筑後地区でございますが、保育所に1名。県内のその他の地区へ進学された方が1名。県外の保育所に就職された方が2名となっております。先ほどの情報は、保育所だけの数字を申しました。

○永末委員

詳細な答弁ありがとうございます、今言われた市内に就職された17名の方は願ったり叶ったりというふうな形かと思うんですけども、残りのそれ以外の形で近隣もしくは、ちょっと遠いとこまでありましたけども、そういったところに出ていかれている方を繋ぎとめようというふうなことが趣旨なのかなと思うんですけども、ここまでちょっとわかるのかわかりませんが、例えば今17名ですね、市内の方に入ってきたということで、それはあくまで近畿短期大学の卒業生で市内に入ってきた数が17名ということですが、例えばその市内の保育所、子ども園とかで、それ以外のルートから就職されるかたとかというのは、いないんですかね。

○待機児童対策担当次長

他の市外の保育短大等から市内の保育所の方に就職されている方はおられます。その資料も調べておりますが、持って上がってきておりませんが、調べております。実際、他の近畿短大以外から就職されている方はおられます。

○永末委員

調べられているってことだったので、ちょっと資料の提示までは求めませんが、だいたいいいんですけど、それは割合的にどのくらいのものなんですか。

○待機児童対策担当次長

質問委員のおっしゃいます割合というのは、数字的にちょっと記憶しておりませんが、学校数から言いますと、ほか6校、県内の保育施設の6校から就職されているということであります。

○永末委員

となると、ちょっと何でしょう。先ほどですね近畿短期大学の1学年70名のそのうち半分35名というのも想定しているということだったんですけど、そのパイが広いと思うんですね、現実問題としては。なので、想定はですね、その1つの市内の大学の近畿短期大学の35名というところだったんですけども、実際に市内のこども園とかで就職されている方というのは、別のルートから来られている方もやはり少なからずいる。6校くらいいるということなので、そこら辺からこうちょっと一点、確認を最後させてもらいたいんですけど、2条の中でこの条例において、用語の定義というところで、（1）保育士養成施設というところがありますけど、この表現を見ますと、都道府県知事の指定する保育士養成施設となっておりますけど、これはこうこういう表現になりますと、飯塚市内の養成施設には限らないというふうなことでいいのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

質問者のおっしゃるとおり、市内に限っておるものではございません。

○永末委員

となると、日本全国のどの養成施設で受けた方でもいいというふうなことになるんですか。

○待機児童対策担当次長

一応、今の条文の中で、都道府県知事ということでわが市になりますと福岡県知事ということになります。失礼いたしました。どこでもいいです。失礼いたしました。発言を訂正させていただきます。これは、国内どこでもいいということになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

最初にも、ちょっと質問したんですけど、これ、全国に先進事例、市の先進事例というのはあるんですか。

○待機児童対策担当次長

先進地の事例につきましては、私どももモデルにいたしました。千葉県の流山市。配布させていただいております保育に関する状況調べの2ページをお願いいたします。この2ページの一番下の方に流山市というのがございます。ここは、私立保育所に限定してやっているということが、私どもと違うところがございますが、一応平成26年の4月から取り組んでおられます。貸付額は月額3万円。これらについて返還の猶予等につきましては、本市が今、提案しているというような状況でございます。返還の免除につきましても、5年間引き続き勤務した場合は免除するというような形で本市のほうも、一部モデルにしたケースでございます。

○城丸委員

流山市ということで、私も代表質問のときに、母になるなら流山ということで、流山市がいろんなことをやられているというのは感じますけど、私立保育所とか聞きますけど、修学のとときに私立に行こうとか、公立に行こうとかわかるんですかね。

○待機児童対策担当次長

申しわけありません。これにつきまして流山市に確認しておりませんでした。申しわけございません。

○城丸委員

それともう1つちょっと質問させていただきますが、私も、保育士になるということは、ちょっとよくわからないんですけども、資格試験というのがありますよね、多分。その資格試験に通って初めて保育士になると。その後の採用試験というのがありますよね。どこどこ保育所の。その辺の想定がなにもされてないんですけど、ただ、資格試験に落ちたときは返還ということになるんですかね。資格停止と。

○待機児童対策担当次長

保育士養成施設でカリキュラム終了すれば、資格が取得するというところでございますので、改めた試験はないということです。保育士の資格を得ることができるということでございます。

○城丸委員

例えば、近大の場合であれば、学士になれば資格がとれるということですよ。卒業すれば取れるということですよ。だから、それはあんまり想定してないということですよ。養成学校とかいったら、国家試験を受けるということですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:35

再 開 11:36

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

ご質問の件ですが、保育士養成施設いわゆる短大等を卒業いたしましたら資格を、得ることができます。そしてまた別ルートで、国家試験を受けてされる方については、それは想定をしておりません。

○城丸委員

資格についてはわかりましたけど、公立の場合は飯塚市が採用試験しますのでいいんですけど、私立の場合も採用試験的なものはあると思うんですよね。こういう修学援助を受けた人が市内の私立保育所に就職を希望した場合、それは全て通るといふような想定されてますか。ちょっと、私立保育所との話ができて、協議ができて、落ちる場合もありうると思うんですよね。

○待機児童対策担当次長

今、ご質問の件ですが、いわゆる民間の採用については、ことし、確実に通るとかいうことを断言できるものではございません。ただし、民間の方に採用されない方でも、飯塚市の臨時職員としての募集は今もやっております。まず卒業されて1年以内に臨時職員として、飯塚市のいわゆる常勤の保育士に入っただけであれば、またそのあと後、民間に移られて、引き続きできれば、この返還の猶予から免除を受けられるということになりますので、よろしくお願いたします。

○城丸委員

落ちたときには、一回失効するけども、権利は失効する。権利というか、返還猶予がちょっと止まるけれど、1年間、臨時などをしてまた来年受ければ、これが12条の1項の分ですよね。ということですかね。わかりました。

○待機児童対策担当次長

ちょっと説明させていただきます。まずこの猶予を受けられる方は、卒業されて1年以内に、市内の保育所に常勤の保育士として就職していただくということでございます。ですから、例えば4月に、4月に入れなくても1年以内の5月、6月とか一年以内に入っただけであれば、その猶予は行いうことでございます。なおかつ引き続き5年以上を勤務できれば、返還をもう免除させていただくというような形になります。また飯塚市の臨時職員のほうも募集しておりますので、そういう形で入っただけということもあると考えております。あの試験が落ちたことについては免除要件にはなりません。免除要件はあくまでも1年以内に市内保育所に就職していただく、その受け皿として、例えば民間が仮に入れなかった場合でも臨時職員が空いていれば、そこに入っただけということなんです。すみません、ちょっと説明が悪くて。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○宮嶋委員

流山市の例が今出ております。ここはもう平成26年からやってあるわけですから、実際にもう卒業されて、就職されている方がいらっしゃると思うんですが、そういう状況とかいうのは調べられているのかどうか。

○待機児童対策担当次長

これは聞き取りの、流山市の担当の方から聞き取った内容でございますが、これにつきましては、平成29年度につきましては、予算の確保は15人今やっていると。前後します、貸し付け件数は平成26年度で11人、27年度で9人、28年度で7人ということで、これにつきましては、結構、貸し付け件数としてはあまり伸びていないというところでございます。

○宮嶋委員

貸し付けの数少ないんですね。この方たちが、もうずっと勤められているのか。この中でい

ろいろ出てきてるようなトラブルとかいうのがなかったのかどうか、その辺は聞かれていませんか。

○待機児童対策担当次長

トラブルという形ではございませんが、このうち返還が1件、いわゆる貸付金の返還が1件あるという状況です。そしてその詳しい内容につきましては、調査しておりません。

○宮嶋委員

なんかこう新しいことを始められるときは、やっぱり先例だけでは難しいでしょうけども、特に県内にはそういうのがないということですけど、全国的に見れば、船橋市とかも同じような形でやっておりますよね。その中で今もろもろ出てきたようなことを想定して、きちっと調査をもっとすべきではなかったかなというふうに思います。最初に保育所の未利用児、待機児童なくすための法案ですっておっしゃっていますが、その学校に行く人に援助をして、これが何年か先になるわけですけど、果たして成果がどのくらい出てくるのかいうのはなかなか疑わしい。今保育士が足りなくて困ってることは事実ですけど、じゃあ今、もう保育資格持ってて、勤めてらっしゃらない方もいっぱいいらっしゃるんですよ。そういう方達に働いていただくって言うようなところにもっと目を向けた方が、今回このようないろいろ審議聞きながらですね、たくさん問題を含んでいるのではないかなというふうに思いました。ということを考えております。そこでやっぱり先進でやってある所の自治体に困ったことだとか、そういうことをきちっと調べておくべきはなかったかなというふうに思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

ちょっと何点かダブらないようにまずお伺いします。先ほど福岡県も同様に、これにも入っていますけども、月5万円ということで併用できるというお話だったんですが、ホームページを見ると、福岡県側のホームページ見ると、同様の修学資金または修学に関わる公的な経済資金を他から受け付けていないことという条件が入っております。これがその本当に2つもらえるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○待機児童対策担当次長

ご質問の件であります。ホームページがそういうふうになっておりましたけれども、私どももこの制度を設定するときにはこれを見ましたので、こういう条件があるのかということで、併用できないのかということで、福岡県の子育て支援課の方に行きまして、これにつきましては、福岡県から併用はできるというような回答を聞きましたので、こういう設定をした、福岡県と5万円とも併用が可能ですというご説明をしている次第でございます。

○奥山委員

ホームページはだめだと書いてあるのでホームページを変えるってことですかね。これ誰が見てもらえないですよ。

○委員長

付言するならば、問い合わせ先が社協となっています。電話しましたらだめだと言われました。

○待機児童対策担当次長

福岡県の方は社会福祉協議会の方に事務を委託しているということは存じております。ただその事業実施元の福岡県の子育て支援課の方に行きまして、この点につきましては確認しております。ホームページにつきましては、また福岡県の方に問い合わせたいと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休 憩 11：48

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

ご質問の福岡県との貸付金の併用についての確認でございますが、改めて、先ほど福岡県の子育て支援課の担当のほうに確認いたしました。飯塚市の修学資金と福岡県の修学貸付金の併用については、市町村が実施する貸付金については併用が可能であるという回答を受けております。また、ホームページにつきましては、ご指摘のとおり他の公的な貸し付けと併用できないというような表示になったままでございますが、これにつきましても更新をしてないので早速に対応するという回答をいただいております。福岡県の社会福祉協議会の総務課のほうにも確認いたしました。これにつきましては、福岡県からの連絡がなかったのでホームページに掲載しているとおりの回答したということですが、改めて福岡県に確認いたしまして、市町村との貸付金の併用は可ということでございますので、貸付金は福岡県との併用は可能でありますという回答も受けております。

○奥山委員

ありがとうございます。口頭で併用可と。社会福祉協議会、ここも確認したんですか、県に。この方も。やはりホームページというのは何人も見られるところで、これによって行動を起こすわけですね、全ての方が。当然、当初の決裁は併用できないと。今おっしゃられるのは、口頭でできるという決裁はとられているんですかね。口頭になっていきますけども。口頭でそれぞれこの上には局とかいうのもあると思いますけれども、オッケー、とられていますかね。子育て支援課だけではなくて。そこちょっと確認しないと、口頭だけでオッケーと言われても。

○待機児童対策担当次長

ご指摘の決裁のことにつきましては、決裁をとったのかどうなのかという書類の確認はしておりませんが、これ口頭でございますが、市との貸付金の併用は可能でしょうかということを確認いたしまして、それは間違いなく可能であるという回答を受けておりますので、この回答をさせていただいている次第でございます。

○奥山委員

県議会のほうも了解を得たということでしょうね。議会の方も。はい、わかりました。次に、今回35名を予定されていますけれども、先ほど十数名の方が市内に就職されましたということだったんですが、平成28年度の3月31日で、その前もあるかもしれませんが、そこで退職された方、それから4月1日に就職された方、保育士ですね。新採も含めて何人おられますか。

○待機児童対策担当次長

私立の状況については資料を持ち合わせておりません。公立保育所の関係で説明させていただきます。平成28年の退職者の見込みは6人でございます。29年度が5人。30年度が15人。失礼いたしました。訂正いたします。28年度が6人でございます。

○奥山委員

ちょっと今のわかりづらかったのですが、28年度3月末で退職が6人、29年の4月の採用が5人、もう一度。

○待機児童対策担当次長

失礼いたしました。29年度の採用はゼロでございます。

○奥山委員

何かわかりづらかったですね。プラスマイナス、マイナスということですかね。それは公立の話ですよ。私立も17名近く採用されて、入ってありますけれども、退職を含めるとプラスマイナスゼロかもしれませんかね。わからないですね、その数字は。持ち合わせてないということですね。今回、35名の方を対象に奨学金という形で2万円貸し付けされますが、3

5人がまるまる入れる募集の枠はありますか。

○待機児童対策担当次長

現在、私立保育所で現時点で不足する保育士数が9名ほど、そして公立保育所では22名ほどの不足が出ております。また4月には認定こども園が2カ所できまして、それにつきましても採用ニーズについては不明でございますが、何かしら採用があるというふうに期待をしております。

○奥山委員

なら35人以上の採用枠は次年度の30年4月には出てくるということですかね。そういう意味ですよ。私立で9名不足している。公立で22名不足とおっしゃった。それとこども園で出るとあったですね。いいんですかね、そういうことで。

○待機児童対策担当次長

大変申しわけございません。今、利用定員に対する保育士さんを受け入れる、また必要とする枠が私立で今9名ほど。そして公立で22名ほどの臨時職員で受け入れる、募集している枠がございます。それと、また数字は定かでございますが、来年度2つの子ども園がまた開設されますので、それに対するニーズがあるのではなからうかというふうに考えております。

○奥山委員

枠があるということですね。新しくできる子ども園で当然採用がふえるでしょうと。それから今、私立が9名不足、公立は22の臨時枠があるという。そういうことですね。というのが、学生はシビアなんです。35人ももらいましたと、2万円ずつ。私たちの就職できるクチはあるんですかということになるんです。35名。いやいや、募集は20人しかないんですと言われてたら、15名は飯塚市に就職できないじゃないですか。どうしますかね、そのときに。そういう説明が、面談をするときに必ず聞かれると思いますよ。私は何番目ですかと、20番目ですかと、35番目ですかと。35人、飯塚市が取ってくれますかと。試験落ちた方は別ですよ。枠があるのに。それを聞きたいんです。それは担保しておかないといけないと思います。それから、それはこれからだと思えますけれども、あと、現在何人の方が待機児童がおられるか、6月ですけどもちょっと教えてください。

○待機児童対策担当次長

6月1日現在で待機は80名のお子さんが待機されております。

○奥山委員

80名ということですので、割り算をすれば、何名の先生がおられればまかなえるとなるんですから、0歳から5歳までであるので単純にはいかならないと思いますが、35名おられれば待機が、これは目的が待機を解消するってことですので、この待機の解消について次に伺います。待機の解消を、どの年度ぐらいに解消したいというふうに思っているのかお願いいたします。

○待機児童対策担当次長

今ご指摘の、いつまでということにつきましては、さきの代表質問の場でもなかなかそのいつまでというのは申し上げられなかったんですが、とにかく、一刻も早く解決する、待機児童解消するように努力してまいるということでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○宮嶋委員

今の待機の話ですけど、今、待機児が80人とおっしゃって、現時点でこれが何歳児かというのはわかっているはずですから、単純に何人先生ふやせばこの待機がなくなるかというのは出てくるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○待機児童対策担当次長

先ほど申しました私立で9名の方、これにつきましては9名の方を受け入れることができま  
したらば、最大で54名程度のお子さんが、ゼロ歳が20人、1歳が11人、2歳が10人、  
3歳が5人、4歳5人、5歳3人というような、一応見立てはしております。それで、54人、  
私立の保育士の方が確保できれば54人の入所ができる。それと、公立保育所につきましては  
22名という保育士、これが確保できれば最大で、これは年齢のわかれ方ありますが、12  
9人、ゼロ歳児が52人、1歳児が4人、2歳児が7人、3歳児が22人、4歳児が25人、  
5歳児から19人、これはあくまでも概算でございますが、それが最大で受け入れが可能にな  
るというように考えております。

○宮嶋委員

いや、今現在待機してあるお子さん、80人。これが何歳かというのが、ゼロ歳児、1歳児、  
2歳児とわかっていると思うんで、どこの保育所を希望されるかによってはというのはあるの  
かもしれませんが、大体どのくらいの保育士を確保すればこの待機児がなくなるのかってい  
うのを知りたいんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:13

再 開 13:16

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

今、6月1日現在の待機児童に対して、必要保育士数は総数で17人でございます。内訳と  
いたしまして、ゼロ歳児が16人おられますので、これに対して6人、1歳児が33人、2歳  
児が18人おられます。これをあわせました数字の、これにつきまして、51人に対して9人  
の保育士が必要です。3歳児は9名おられます。これにつきましては1人の保育士、4歳児が  
3人、5歳が1人おられます。これに対しまして、1人の保育士が必要です。合計17名の保  
育士が必要ということになります。

○宮嶋委員

先ほどから35人、半分で35人分ですよっておっしゃっていますが、今から始めて、今、  
大学されている方は短大で行けば1年生と2年生いらっしゃるわけですね。この2学年のうち  
の35人じゃないんですか。1学年が70人なんでしょう。近大の子だけじゃないということ  
だけでも、近畿大学の1学年が70人おる、2学年で70人ですか。1学年でしょ。だから、  
1学年の70人に対して、35人が多いか少いかはいいですけど、35人ということになれば、  
この奨学金これ通って受け付けすることになれば、これを受けられる方は1年生と2年生  
と両方いらっしゃるということですよ。だから、さっきから言われてるように、35人卒業  
したらどうなりますかっていうふうにはならないのじゃないかなと思ったんですけど、今言わ  
れた17人いれば何とかなるというんだったら、その半分だから間に合うのかなというのは思  
いますけど、さっきの説明がちょっとおかしかったと思いますけど。意味がわからない。

○委員長

逆に間に合いすぎるということですよ。

○宮嶋委員

さっきの説明がおかしかった。

○委員長

要は就職できないことがありえるということですね。

○福祉部長

今の宮嶋委員が言われましたのは未利用時に対しての、未利用児80人に対してのあれと言  
われましたんで、うちの方は。だから、その分についてはなくて、我々今さっき言いました

のは、先ほど言われましたように、全体の枠としての中で捉えておりますので、これとはまたは切り離した形で考えてもらうのがいいのかなと思っておりますので。あくまでも定員枠の中での数字でございますので、そこのご理解をお願いします。

○宮嶋委員

私が続けて質問したのでわかりにくかったんだろうと思いますけど、最初にお聞きしたのは待機児80人に対して先生が何人いるかということで、今、試算の試算じゃないけど、こういうあまり参考にぐらいしかならない数字ですけど、17人いれば待機児解消できますよっていうことなので、それはわかりました。やっぱり待機児解消するって言うんだったら、何人あと保育士がいれば解消できるかっていうのが日々やっぱり頭の中にないと、待機児80人ですということだけでは解決できないんじゃないかなと思ったので、ぜひこの数字を、どこの保育所に入りたかって待ってあるかというのを当てはめていけば、もっと確実な数字が出てくると思うんですよ。それでは、もっときちっとした数字が、もっと人数がふえるのかもしれないけど、そこら辺をぜひそういう観点を持ってほしいということと、次の質問は、先ほど35人が貸付金を受ける人数ですよ。1学年70人ですからおっしゃったから、各学年35人ずつあるのか、全体で年間35人なのかによっては、35人卒業して受け皿がなかったらどうするんですかって話が出たときに、受け答えがあっているから、35人は同時に卒業しないんじゃないかなと。1年生も2年生もいるし、先ほど言われたように例えば、3年生、4年生とかいう人たちもいるかもしれないから、その年度に卒業できる保育士の数っていうのは35人じゃないんじゃないかなっていうのを確認したんです。わかりますかね。

○待機児童対策担当次長

この予算の35人につきましては、先ほどから近畿大学の70名のうちの半分、2分の1を想定して算出したということになっております。もちろん1年生だけでなく、今修学中の2年生も対象にはなり得ますので、そういう形で35人という数字ではないんじゃないかということにつきましては、35人が全て卒業生ではないということにはなると思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

先ほどちょっと1つ忘れておりましたが、流山市の例がありました。何人就職されたとなりました。成果としてどういう、その募集に対して保育士さんが就職されたというのわかりますか、この制度を活用して。

○待機児童対策担当次長

この成果につきましては、確認はしていません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今ずっとこちらの条例のほうの審議入っていますけど、担当課のほうとずっとやり取りが続いていますので、ちょっと私1点確認したいのが、この条例を提案するに当たっての、市長の気持ちといいますか、決意といいますか、その部分、ぜひ市長から直接お聞かせいただけますか。

○市長

さっそく私も2月末にこの職につきまして、本市の幾つかの課題の中でも、この待機児童解消というのは最重要課題であるというように、担当部または担当課から説明を聞く中で再認識をいたしました。その中で、いろんな方策をとりながらでも、これを解消したいということで協議をいたしました。要素として大きく2つ分けましたのが、きょう皆さんにご審議いただいているいわゆる待遇の改善。給与面、それから保育士の資格を取って地元で就職しようという



ような金銭面のことでございます。もう一つが、これ先ほど複数の委員さんからご意見いただきましたが、環境面の改善でございます。この両方の手だてを打って初めて先ほどご質問がありましたいつ解消するのかという、それを早期に達成することに近づけるのではないかと思います。給与を上げることについても実は中で協議をいたしました、給与を上げる必要があるのは保育士だけだろうかというようなことを私も思いました。既にこれも御承知のとおり、高齢者を介護する職についても同様な傾向が見られ始めていますので、そういうこともあるので、給与改善を市が単独で行うというのは妥当ではないだろうという結論に至りまして、今回金銭に關しますことは修学資金の貸し付けということで対応しようと。そして、これは予算委員会でご審議いただくことになるとと思いますが、環境改善についても別の手だてを打って、保育士さんの今の重労働環境から少しでも開放なり、軽減できる手だてを打つ。そのような総合的な取り組みで待機児童解消に向かおうというように取り組みを始めたところでございます。

#### ○永末委員

ありがとうございます。今の市長の答弁からしますと、何とかして、何らかの形をとってでも、どうかしてでも形としてつくっていききたいというふうな決意だと思うんですけど、その中でやっぱりこの制度上一番好ましいのは当然貸し付けを修学期間中に受けてもらって、そのまま市内の保育所に就職してもらって、5年間、5年と言わずそれ以上就職してもらって、当然に貸し付けの状態ですけども、その免除という形で返ってこないにせよ、そこは政策的なものだと思うんですよ。返ってこないとしたとしても市内に残ってもらう。残ってもらうことによって、待機児童が改善される、少しでも改善されるというところが一番のこの条例の制度趣旨かと思うんですけど、ただ一方で今、同僚委員のほうからもいろいろあっているように、やはりそういった理想的な流れにならないと、そこからどうしても、やむなく外れてしまうケースがやっぱり出てくるかと思うんですけど、そこに対して、やはり貸し付け、最初の段階の貸し付け段階での縛り、どういった方に貸し付けるのかという縛りと貸し付けるときの連帯保証人、あとは実際に返済を受けなくちゃなくなってきたときの、こちらからいうと取り立てという表現が正しいのかわかりませんが、返していただくための手続、そこら辺の整備といたしますか、債権管理的な部分になってくるかと思うんですけど、そういった部分に対して担当課として、どのぐらいの意気込みでやって行こうと考えられているのか聞かせていただけますか。

#### ○待機児童対策担当次長

もちろん、まずは第一にこの貸付金の主旨であります、貸し付けを行って保育士が養成されるということを考えております。債権管理、もちろん貸し付けうまく順調にいった場合は問題ないと思いますが、もし回収とかなった場合の債権管理につきましては、当然公金でございますので、しっかりそうした管理をしていかなければならないと考えておりますが、また、そういう状況になったときについては、相手方ともよく話を確認しながら進めていきたいと考えております。

#### ○永末委員

わかりました。意気込みのほうは確認させていただきましたけども、具体的に2点聞かせてもらいます。まず、貸し付ける段階で、貸し付けに關してはこの条例に關しても6条の中で「貸付けの申請及び決定」というところで条文設けられてありますけど、やはり債権管理で重要な部分というのは、誰に貸し付けるかという部分になってくるかと思うんですけど、そのあたりの選別といいますか、選定をどういうふうな形で行っていくのかというふうな考え方及びそういうふうな流れをとった中でもやはりちょっと不測の事態というのは生じてくると思いますので連帯保証人ということになっているかと思うんですけど、連帯保証人に対して、実際に連帯保証債務を請求していく、その部分に關しての考え方はきちんとあるのかどうか、その2点をお願いします。

○待機児童対策担当次長

貸し付けの相手方につきましてはもちろん、借り受ける学生さんが対象になります。そして、連帯保証人につきましても先ほどお話しいたしましたが、未成年の場合は1人、法定代理人という形でつけていただくということになっております。いわゆる債権の回収になった場合は、借受者ご本人と連帯保証人と一緒に話をしながら、進めてまいるといふふうに考えております。

○永末委員

制度趣旨としてはできるだけ借りてもらって、きちんと市内のほうに就職してもらいたいというところでしょうけど、そこに関してもしっかりとシビアに選定していく。及び、実際に焦げついたといいますか、免除にならなかった場合においても、返還を求めることになったとしても、そこに関しては連帯保証人に対しても請求するぐらい、そういった気持ちでも取り組んでいくということによろしいんですかね。

○待機児童対策担当次長

質問委員ご指摘のとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:31

再 開 13:32

○副委員長

委員会を再開します。

○江口委員

この制度については、先ほどニーズ調査がやられていない、また他の部分も含めて厳しい部分があるのかなと思っています。先ほど誰にでも、市民に限られないという話がありました。また、養成施設についても飯塚市に限ったものではないという話がありました。そうすると、例えば北海道の方が、北海道の施設に行くんだけど、形の上で飯塚の方からお金を借りて行くということもできるわけです。これは可能ですよね。

○待機児童対策担当次長

ご指摘のとおりでございます。

○江口委員

故意にというケースは、悪意があつてというケースはないと信じたいとは思いますが、現実にはそのようなケースがあり得ることは想定されます。また、なろうと思ったんだけど、やっぱり環境が変わってなれないという方も発生することだろうと思っています。もちろん借りたものは返すという意味があるんだろうと、あるのは大前提であつて、それは皆さん方そうだと思うんですが、それでも返せない状況が発生するというのは、各市の奨学金の事例を見てもそのとおりだと思っています。どのぐらいの焦げつきを想定しておりますか。

○待機児童対策担当次長

今ご質問の焦げつきの額については、現時点で額の想定はいたしておりません。

○江口委員

焦げつきを想定していないというのは、果たしてどうなんだろうと思います。やっぱり、大切な税金を使って仕事をするわけですよね。そして、当然のことながら他の奨学金の事例を見たら、それでも焦げついている。ほかにも飯塚市がお金をお貸しする分いっぱいあります。それでも返してもらおう大前提だけど返ってきていないお金っていっぱいあるわけですよね。そしたら、それを前提とした上で制度設計をすべきだと思いますが、そうではありませんか。

○待機児童対策担当次長

やはり最悪のケースを考えてというご指摘でございますが、現時点では、その焦げつき

の額がどうこうであるという想定では設定はしておりません。

○江口委員

第1条の目的では、保育所等未利用児童の解消に寄与することを目的とするという、先ほど兼本委員も指摘したところではありますが、そのときに、いつになったらやめるのということ、これがゼロ、なくなった場合、そうしたらそのときに考えるというお話がありました。先ほど足りないのは17人だというお話がありました。今でも他のやり方で、就業奨励金かな、就職奨励支度金か、予定していますよね。それで入っていただいた方もおられます。そういった制度があるということを考えると、これを運用しているんだけど、その途中でありがたいことに、未利用児童がゼロになることは、当然のことながら頑張るわけだから、想定されるわけです。けれども借りる方として見れば、いや、そんなことは想定していないよと、いきなりバスッと切られたらたまらないと。4年制大学へ行くとする。1年たったときにその4年制大学の間中、その2万円というのを前提に暮らしを設計したのに、1年でなくなったので、ごめんなさい、ここで切りますよって話にはならないと思うんですが、その点はどうお考えですか。

○待機児童対策担当次長

今ご指摘の状況になった場合ですが、いきなりバスッと切られると生活設計が狂うというのはご指摘のとおりでございますので、そういう、いわゆる待機児童の解消に向けたこの資金条例のこの制度をやめるといような時期になった場合は、まず借りられている方についていきなり不利益が生じないように、その修学期間等はそれは保障するといような対応をしなければならぬというふうに考えております。

○江口委員

その部分はそうやって、やっていただいて、貸し付けはありました。けれども、先ほどお話があったように、もう既に充足をされていて働く所はなかったと。で、返してくださいとなるわけです。はたしてそれはどうなんでしょう。いや一生懸命、学生生活を送って、これを資格を取って飯塚市でやるんだと。そのためにしっかりお金を借りて、厳しい中なんだけどお金を借りてやるんだという方が入れないことがあり得ますよね。あり得ると思いませんか。

○待機児童対策担当次長

そういう事態があり得るといことは考えられます。

○江口委員

また第2条では、保育所等に関しては認可保育所並びに認定こども園だけに絞るというお話ございました。公立もオッケーだというお話がありました。ただ、困っているのは私立の保育園なんです。私立の保育園が給与が厳しい。公立の保育所と賃金がまるっきり違いますよね。ですから、公立の保育所に関しては、採用するよと言ったら、応募殺到ですよ。それなのに、両方に出す。先ほど流山に関しては私立に限定をして出されていたというお話がありました。改めてお聞きしますが、なぜそのようにしなかったのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

ご指摘の点でございます。私立保育所の保育士の確保が難しいという話も聞いておりますが、今、公立保育所の臨時職員も募集しておりますが、その集めるのにも苦慮している状況でございます。この制度設計につきましては、福岡県の保育士の貸付金の例もございましたので、いわゆる公私立、広く保育士を確保するといところで設定をいたしました。

○江口委員

それでは、福岡県の保育士のこの同じ修学資金に関しては、先ほどもありましたように、行けるところ違いましたよね。どうなっていますか。

○待機児童対策担当次長

行けるところは、本市は保育士に限っておりますが、福岡県の場合は、他の従事施設とか介

護施設とかそういうような枠が広く、対象施設は広がっております。

○江口委員

県の方は認可保育所並びに認定こども園だけではなくて、先ほどありましたように保育士として働けばいいんですよ。ですから、保育ママもありですし、小規模保育もありですし、事業所内保育、企業内保育もありなんです。その部分も含めて、国は、待機児童の対策として受け皿をしっかり整備したい。そこまで含めてやっていたわけですね。福岡県はそうやっている。だけれども飯塚市は違うわけです。福岡県を真似たと言いながら、制度が違うというのは指摘しなくてはならないと思っています。やっぱり、何よりも私立の保育園の方々は、先ほどご案内があったように労働条件と言われるように環境と賃金と両方という話があったわけです。そこをきちんとやっていかないと、そこが原因で保育士が集まらない。それに関しては市長も認めておられるわけです。そこをやんなくちゃいけないというのは、処遇改善とそれと片一方では環境整備というお話でした。環境整備については別途で予算は出ています、確かに。だけど処遇改善のところに関しては、直接、私立の保育園を温めるのではなく、ないし、そこで頑張っておられる方々を温めるのではなく、回り道をして、なろうかなという方を温めるわけです。そうすると片一方では、これで4年大学に行くと96万円ですよ。お一人の方が96万円もらって、96万円返さなくてよい制度ができるわけです。でも片一方で保育士の資格を国家試験に通って就職しようと。これはゼロなんですよ。支度金はあるんだけど。なおかつ今おられる方々、これもゼロですよ。その分は格差があると思いますが、どうですか。

○待機児童対策担当次長

今、質問者おっしゃるその点の格差というのは存在すると思います。ただ、処遇改善につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、国のほうで処遇改善の制度がございます。それに対し、飯塚市も一緒に処遇改善の私立保育所に対する処遇改善の事業をやる予定でございます。国の制度設計がはっきりいたしましたら、手続きがはっきりいたしましたら、また関係部署と協議して、予算計上してやりたいと考えております。

○江口委員

今言われたのは、国が予定している分が、制度がはっきり打ち出されたらそれにあわせて市がやるという、国から来たお金を出すって話ですよ。単費はやらないというお話がありました。それは市長のお話にもあった。検討したんだけど、それは国のやつでやるべきだという話だったんだけど、片一方ではいろんなところで単独で、国の制度だけでは足りないからと言って上乗せをされているんです。もうそれこそ、一番はっきりしているのは東京都ですよ。もともと2万円プラスしていたのに対して、今年度、小池さんのほうでプラス2万円をします。ないし、家賃補助で最大8万円ぐらいある所もありますよ。そうやって、なってくれる方々に、しっかりとやってくださる方が、現場で働いていただいている方々にちゃんと処遇改善やりましたから、うちに来てくださいと言っているんです。対して飯塚に関しては、そこに関しては触らない。国がやるんで国のやつを待つんです。ここ、保育に関する状況調べで2ページに、福岡県、福岡市、北九州市、流山市だけがありますけれど、これはあくまでも修学資金のような形ですよ。今みたいな処遇改善をやっている自治体はいっぱいあります。近隣にもあります。嘉麻市もやっています。行橋市もやっています。そうすると飯塚市で、私の子どももまだ保育園在園中なんですけれど、その先生方でやめて嘉麻市に行った先生がおられます。福岡市に行った先生方おられるんです。これは止まらないですよ。平均勤続年数10年と言われます。公立の約半分です。どんどんどんどんやめちゃうんですよ。新しい方入れようと思ってても。その制度がやっぱり、借るリスクを考えたらどうしようかなと。福岡県の方は5万円だから魅力だなと。これは受けようか。県内どこでもいいからね。認可等、子ども園に限ってないからね。企業内保育所もできるし、どこもやれる。こっちは受けよう。飯塚市の分2万円あるのでありがたいかもしれないんだけど、後のリスク考えると、いや、まあいいかと。あると思

ますが、どうですか。

○待機児童対策担当次長

確かに、他市の処遇改善の直接的な支援している団体があるということですが、本市の場合は、直接的な給与の支援というのは、現状考えておりません。よろしくお願いたします。

○江口委員

その出発が間違っているんだろうと思っています。条例の8条で変更等の届出とあるんですけども、休学、復学、留年、退学したときないし、停学、退学の処分を受けたときに関しては、いろんなことに関しては、届け出をなさって書いてあるんだけど、いったんお金をもらい始めるわけです。休学、復学、留年したんだけど、2万円入ってくるし、どうしようかなと思いつつながら、言わないこともあるかと思うんですが、これは届け出がない場合、何らかの形で見抜くことはできるんですか。

○待機児童対策担当次長

まず同じ8条の第2項、これで修学資金の契約した者は、修学資金の返還が完了するまで、または修学資金の免除が決定するまでの間は、毎年3月末の状況を市長に報告するとなっております。ここで、1年毎ですがチェックをかけるというような形になります。

○江口委員

その際には、在学証明か何かをつけさせるということですか。

○待機児童対策担当次長

書式の中にその証明を持ってくるような形になっております。配付しております様式に関する要綱の14ページ、様式7号というので、飯塚市保育士修学資金現況報告書というのがございます。これで在学中であるのか、休学中である、停学中であるとか、その他の在学者のほうはそういう形で、在学の方はそういう、在学中であるか休学中であるか、停学中であるか、その他の状況を報告していただく形になっております。

○江口委員

書類があるのはわかりました。ありがとうございます。ただ、3月末現在に報告というふうな形ですので、タイムラグが生じることはあり得るということですよ。10条に契約の解除とあります。10条4号で、保育所等において常勤保育士として業務として従事した期間が5年に満たなかったときに関しては契約解除となっております。この規則で定める場合についてをご案内ください。

○待機児童対策担当次長

配付しております規則案の第5条でございます。契約の解除の除外となる例でございますが、業務上の理由で死亡したとき、業務に起因する心身の故障のため、常勤保育士としての業務に従事することができなくなったとき、出産、育児のために一時的に市内の保育所等を休職するときに想定しております。

○江口委員

この10条に関しては、3号で卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に業務に従事しなさいよと。その1年以内に仕事について、それから継続して5年にならないとお金は返しなさいよということですよ。例えば、何とか仕事につくことができましたと。だけれども、この死亡であったりとか、心身故障、出産、育児ではない理由によって退職をした場合、その場合は全額返金というふうな形ということですね。

○待機児童対策担当次長

返還の免除、これ条例の第13条でございますが、契約の解除については、今、質問委員がおっしゃる部分ですが、契約の返還の免除ということでちょっと言わせていただきますが、13条につきましては、今の分と亡くなったとき、その他市長が必要と認めるときということで設定しております。

○江口委員

つまり、ここの保育所合わなかったんだ。で、やめて、心機一転もういっぺん頑張ろうと市内の別の所に就職をしたと。だめなんですよ。

○待機児童対策担当次長

市内の保育所に一回就職されて、心機一転、また市内の保育所に勤めていただける分は継続でございます。ただ他市のほかの仕事となると返還ということになります。

○江口委員

では、その間が3年、4年たちました。間があるんです。すぐに退職しました、就職しましたというんだったら継続になると思うんですが、そこに間が空くケースでもいいということですか。そうは言ってない。どこで読めるんでしょうか。

○待機児童対策担当次長

保育所に就職されて、そしていったん別の職種、市内保育所以外の職場、それとか、引退されたということになりますと、また次に保育所に復帰されても、これは返還をしていただく形になります。（江口委員の「間がある場合」と呼ぶ声あり）おっしゃるとおりでございます。

○副委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:55

再 開 14:30

○委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

これ、目的が保育所等未利用児の解消のためということですがけれども、今回の質疑の中で本当にこれを受けたいというニーズがあるのかなのかということも調査されていませんし、他市の場合においてもどういう効果があったのかということら辺もつかんでありません。また、さまざま質問が出た中で、きちっとした答弁が出てこないということでは、もう少しきちっと練ってもらって、本当にこれで効果があるのかということも含めて考えていただけたらということで、反対をさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○兼本委員

私も反対の立場から討論させていただきます。まず第1に、市長がおっしゃいました、待機児童対策のためにスピーディーに、そして単費を使って対策をやっていこうということは私も賛成いたします。この条例、就労支援に関しても非常にいいことではないかなというふうに思っております。ただ今回は、この待機児童対策ということのポイントとして考えた場合に、果たしてこの就労支援が本当にニーズがあるのか、それから効果があるのかといったところのきょうの質疑の答弁の内容で、そういったところの数字的なものも何も見えてこない。実際、何もなかった場合には、せっかくつくったのに待機児童対策にはならないんじゃないかというように思います。今回、1260万円予算がとられております。これを例えば月5千円、3月まで9カ月ありますね。この9カ月で月5千円を今の保育士さんたちに金銭で渡そうという約280人、それから1年間であれば約210人の金額になります。平成27年9月の私立保育士の数というのが正規が200人、非正規が163人、計363人いらっしゃいます。うち3分の1が政府の行う4万円の補助の対象となるベテランの方々だということを見ると、121名が大体対象になると推定すると、残りの242名におおよそ月5千円配れるんじゃない

かというふうにも私は思います。これ待機児童対策、本当に本市にとっては大切なことだと思いますので、大切だからこそ、この予算をもっとしっかり調べていただいて、また9月に出し直してほしいというふうに思っております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○永末委員

この条例に賛成の立場から討論させていただきます。まず1点、確かに今、同僚委員からもありましたように、しっかりとニーズ調査、そういったことが行われてなかったというのはちょっと残念な部分ではありますけども、やはりこれから自治体に求められるもの、それはスピードだと思います。確かにスピードに対しまして、それに反対するものとして確実性、そういったものはありますけども、そこら辺のバランスをとりながらも、やはりスピード感ある行政というのがより求められる時代だと思います。あと、この修学資金の貸し付けに関しまして、今の職員さんに対する手当というのはより必要じゃないかと、確かにその論拠もあるかと思えますけども、やはり2通りから考えるべきだと思います。1点は、現在の、今いらっしゃる方の手当というのも必要だと思います。それにプラスしてやはり先々しっかりと飯塚市内で新規で就労していただける、そういう元気のある若い人材というのは、すごく飯塚市の宝になっていくと思います。ですので、やはりその2つの方向性からしっかりとつくっていく。それがこの条例の目的だというふうに理解しておりますので、賛成という立場から討論させていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

○委員長

宮嶋委員から「生活保護申請の受理と審査について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。宮嶋委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

生活保護申請に関して様々な話を聞いたんですが、その中で扶養義務調査というのが行われておまして、その範囲がどういうふうになっているのか、その法的根拠は何なのか。これをどうしても応じなければならないのか。その辺のところ、きちっとその生活保護申請者なり扶養義務者といわれる方のところにきちっと把握されてないというところで、その中身をよくつかませていただきたいということで、質問させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「生活保護申請の受理と審査について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「生活保護の申請の受理と審査について」を議題といたします。宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

生活保護申請の申請件数と開始件数をお知らせください。

○生活支援課長

生活保護の申請件数と開始件数ということで、お答えさせていただきます。この3年間での件数でお答えさせていただきます、まず申請件数の方ですが、平成26年度が315件、平成27年度が303件、平成28年度が338件となっております。それから、開始件数になりますが、開始件数は、平成26年度が283件、平成27年度が267件、平成28年度におきましては、287件となっております。

○宮嶋委員

申請に対して開始件数がずいぶん少ないようですけれど、その理由の主なものをお知らせください。

○生活支援課長

取り下げ等の理由についての質問でございます。まず昨年度、平成28年度におきましては、約29件の取り下げがございました。29件の取り下げでございますが、これには7つほど理由がございました。まず、1、生命保険解約金や遡及年金により自活のめどがたちました。2つ目、調査の結果、手持ち金などが発覚して取り下げとなった。3つ目になりますと、医療費、その他は他法、他施策により、医療費にめどがたつたため、生活保護の申請をせずに済んだ。このような理由により取り下げが行われております。

○宮嶋委員

申請の手順をお尋ね審査の流れをお尋ねしたいのですが、まず初めに、申請書が受付とかいうのに窓口に残されているのかどうか、お尋ねします。

○生活支援課長

申請書が窓口に残されているかということでございますが、相談に来られた方はそれぞれ様々な事情を抱えていらっしゃると思います。またプライバシーの観点からでも、福祉事務所ではカウンターでの相談は基本的に行っておりません。そのような方がお見えになった場合は、相談室での面談を基本としておりますが、状況をお聞きし、生活保護の申請を希望された場合には、相談室に用意しております申請書ほか、必要書類を記入していただき、申請を受理しているものです。また申請書がなく申請ができなかった、このようなことは、申請権の侵害ともなりますので、特に所属職員には、それらのことのないように指導を徹底いたしております。また、カウンターに来られて、申請書のみ要求された場合におきましても、申請書についてはお渡ししているような状況でございます。

○宮嶋委員

申請書は、窓口に残すというのが原則ではないかなと思います。北九州でいろんな問題になった後に、窓口に残すようにというふうなことで、されていると思うんですが、違いますかね。

○生活支援課長

今、お話しましたように、必要のない方というのはどうしてもそれを必要とされてない。必要がある方というのは、その前段でやはりご相談にみえられると思います。そのときにやはり、相談室の中には常備しておりますので、そこでカウンターと相談室の違いではないかというふうに考えております。相談室の中には置いておりますので、申請の意思が確認できれば、すぐにそこで、記入していただいているというような状況でございます。

○宮嶋委員

ちょっと見解の相違だと思えますが、そういうことで。申請の手順、審査の流れをお尋ねします。

○生活支援課長

生活保護の申請の流れということでございますが、申請者が福祉事務所に来庁された場合で説明させていただきます。まず相談者の状況を聞かせていただき、申請意思の有無を確認させていただきます。申請意思が確認された際には、申請書、その他の必要書類に必要な事項を記入



後受理させていただきますが、この際に、申請者に対しまして、資産調査、これは預貯金と保険等になりますが、さらに不動産をお持ちの方には、これらの調査や社会保障制度、他法関係。これとあわせまして、扶養義務者に対する扶養義務調査を行う旨のお知らせをしております。この扶養義務調査につきましては、申請者が生活保護の申請をされることを知らない親族もいらっしゃるかもしれませんから、突然調査に驚かれる方もいらっしゃるかもしれません。このようなことを少しでも避けるためにも、ご親族には調査が実施されることを事前に連絡していただくようお願いをしているところでございます。その後、生活保護の適用の会議についての所要の調査をさせていく流れとなっております。

○宮嶋委員

今のことと前後するかもしれませんが、保護決定のためには、どのような調査をされるのか。お願いします。

○生活支援課長

保護決定の調査項目になります。まずは生活歴、生い立ちですね、簡単にいうと。そういうことをお聞きさせていただきます。それから健康状況、それから免許、資格、その他お持ちでないかというのをお聞きさせていただきます。その後、他法、他施策関係になりますが、ここで年金や社会保障、雇用保険制度関係が主なものになります。続いては資産、負債。資産は不動産、預貯金、生命保険等の調査になります。それとともに扶養義務調査を行わせていただいております。

○宮嶋委員

決定までには、どのくらいの期間がかかるのかお尋ねします。

○生活支援課長

申請から決定までに要する期間でございますけども、生活保護法第24条第5項において、保護決定の通知は申請のあった日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合、その他特別な事由がある場合には、これを30日まで伸ばすことができるとされております。このようなことから、特別な場合を除きましては、必ず14日以内に開始決定をするようにという指示をしておるところでございます。

○宮嶋委員

最長2週間はかかりますよということですね。もっと早くこれができないのか、そのどうしても2週間位はかかるのかってことを教えてください。

○生活支援課長

これにつきましては、申請がありましたその日に金融機関、生命保険等の調査を一斉にいたします。その返信に期間を要するために、もし開始決定をした後に、莫大な、莫大ということはないんでしょうけども、預貯金が発見されたり、時折、3桁の預貯金が発見されることもございます。それからまた生命保険、高額な生命保険に入っておられる、掛け金は何万円もするような生命保険とかですね。申請された方が、最近までご入院がなさっていたと、そういう場合には、生命保険に入っていた場合、入院給付金なんかございます。そういうものを活用することとなりますので、最低2週間の期間をいただいているのが現状でございます。

○宮嶋委員

扶養義務調査の中身、どういう手順でされるのか、お尋ねします。

○生活支援課長

扶養義務者の調査でございますが、要保護者が生活保護の申請をされた際に、ご本人からまず、ご親族の状況をお聞きさせていただきます。その中で特別な事情がなく、要保護者自身からも扶養調査について正当な拒否理由の申し立てがない限り、扶養調査に着手させていただきますこととなります。要保護者に対しましては、扶養義務者と親交があれば、事前にこのような調

査があるということをお知らせ願いたい旨、伝えております。管内では実地調査を原則とし、お会いできない場合には、電話で調査を実施させていただいております。また管外、遠隔地におきましては、まずは電話番号がわかれば、電話で事情を説明させていただき、その後、文書を送付しその記入をお願いしているところでございます。また、管内、管外を問わず先に面接や電話で事情の説明ができた場合には、その扶養援助の可否について文書で回答いただければその裏付けともなりますので、できる限り文書で回答いただけるようお願いしているところでございます。また、あくまでこの調査は、扶養義務者が要保護者に対しまして、扶養義務の履行の意思があるか否か、この確認のための調査をさせていただいております。調査では、金銭の援助だけでなく、精神的な支援が可能であるかどうかということも非常に重要な調査内容でございますので、これについても回答いただいているところでもございます。

○宮嶋委員

すいません。ここら辺の段取りのところで、資料要求をその前にしなければいけなかったんですが、扶養届書を資料としてお配り願いたいんですが。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、宮嶋委員から要求がっております資料は、提出できますか。

○生活支援課長

用意できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま宮嶋委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので、事務局に配付させます。

○宮嶋委員

ところで、どの範囲のどういう方が扶養義務者と言われるのかお尋ねいたします。

○生活支援課長

扶養義務調査の対象者でございますが、この扶養義務調査の基本は、民法第887条第1項に定めております。直系血族及び兄弟姉妹でございますので、両親、子ども、それから兄弟姉妹を対象に扶養義務調査を行っているところでございます。

○宮嶋委員

特別な事情があって、この人には伝えないでほしいというような申し入れがあるのか、そういうのを受け付けているのかお尋ねします。

○生活支援課長

生活保護を申請されるにつきましては、それぞれさまざまな事情をお持ちでございます。申請時にその状況を詳細に聞き取り、扶養義務者との関係性もお聞きしております。その中で明らかに扶養援助が期待ができない方や、要保護者の自立を阻害する恐れがある方などにはこの扶養義務調査については実施しておりません。具体的に申しますと、生活保護を受給されている方や、DVの加害者、生い立ちからの生活歴で特別な事情があり、扶養の可能性が全く期待できない方などでございます。これらの方には調査を行っておりませんが、生活保護受給の方などは調査段階での確認ができた方への調査は控えておりますけれども、詳細が不明の方については、調査を行った結果、それが判明する場合も多々あるということもございます。

○宮嶋委員

今配っていただきました、扶養届書というのですが、これは今言われた直系、親、子、兄弟姉妹この方々に送られて来るということで、よろしいですね。これを皆さんに見ていただきました

いんですけれども、この書式ができたのはいつからですか。

○生活支援課長

この様式についてですが、この様式は厚生労働省社会援護局、平成12年3月31日付社援第871号「生活保護法施行細則準則についての通知」に例示されております。本市でもこれに準じて、飯塚市生活保護の事務に用いる書類の様式に関する要綱にてこれを定めており、これを運用しているということでございます。

○宮嶋委員

いつからこれを使っているのですか。

○生活支援課長

平成12年の3月31日付の厚労省の通知を受けてですから、その後になるかと思いますが、私が以前、保護課で勤務していた時期もこういう様式でございましたので、もう10年は既に過ぎているかというふうに考えております。

○宮嶋委員

私も、実物を見たことが以前なくて、ただ、ここの最初の方に書いてありますように精神的な支援ができますか、できませんかと、金銭的な援助ができますかとできませんかっていうことだけの問い合わせだろうと思っていました。ところがですね、この3番なんですけれども、生活保護を申請された人の、例えば娘さんとかにこれが送って来るわけですよね。それで、その私の家族についてということでご主人の名前から息子さんの名前から子どもさんの名前をここに孫まであるかもしれませんけど、書き上げるんですけれども、これは、これを書かなければいけないという規則みたいなものがあるのかどうかお尋ねします。

○生活支援課長

これが決まっているのかということでございますけども、この扶養義務の調査票につきましては家族構成や収入の必要性についてということですが、扶養調査の趣旨は、扶養の履行が期待できるかどうかの調査をするのでございます。当然、その検討材料として、職業や収入については大きく関係してまいってくるかと考えております。また、家族構成についても同様で、例えば、高収入の世帯主であっても、大学生の子どもさんが複数いらっしゃれば、やはり扶養援助が非常に厳しい場合もあるかと思えます。また非課税世帯であろうと思われる収入であれば、当然扶養援助の要請を行うことはできません。このように家族構成と収入は扶養援助の可否の検討に非常に有益であると考えております。その結果を客観的に示すことができると思われしますので、このような調査票になっております。当然ながらこの文書の回答は任意であり、義務ではございません。あくまでもお願いでございますので、回答をしていただけない場合もございまして、氏名と捺印、扶養できない。とだけ書かれて、返送されることも多々ございまして。これら収入や家族構成が未記載の書類が返送された場合におきましても、その後、さらに、再調査を重ねるというようなことを行うことで扶養の強要と捉えかねないような調査については謹んでおるところでございます。

○宮嶋委員

強要はしないとおっしゃいますけども、これが送られてきたら別に書きたくなければ、書かなくても結構ですよということは、一言も書いていないんですよね。例えば申請された方の娘さんがいらっしゃって、ご主人の収入からお子さんの収入から何で書かないいけないのかっていうのがあるんですよね。その今、課長が言われたのは、ローンや子どもさんを抱えていたら大変だから少々収入があっても、難しいでしょうとかいうことを調べられるのかもしれないけれども、それをわざわざこういう形で出させてその方の資産も書かせて、負債も書かせて、最後にはですね、記入事項の3のところでは、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定書の写しこういうものを添付してくださいと書いてあるんですが、これは行き過ぎではありませんか。

○生活支援課長

この様式につきましては、先ほど申しましたように、国の様式に則った形でお送りしております。それで、先ほども、お答えしましたように、やはり未記入の場合、非常におおございます。非常に多いと言いますか、金銭的なものだけを省いて扶養ができませんというようなことは好意的に記載して返送される場合が非常におおございます。で、やはりそこら辺はプライバシーの問題がありますので、特にその下の方に書いてある、源泉徴収のところもそうだろうと思うのですが、そこらに非課税とか、そういうものが年金の金額とか、ある程度その世帯の状況がおぼろげながらもわかるような形になるものですから、どうしてもこのような形をお願いしているという状態でございますが、あくまでも何度も言いますが、任意でございます。それにこの様式の中で未記載、全くの記載なくして返送された場合におきましても、それにより生活保護の適用に何ら影響を及ぼすものではありませんので、そこら辺は重々重ねていたお知らせしたいと思います。

○宮嶋委員

強制的では無ければですね、様式を国が作った書式でなくてもやっていけるんでしょう。この部分については、外したらどうでしょうかね。

○生活支援課長

今、外したらどうかというお話でございましたけども、この扶養義務調査というのは、基本的には民法の877条に優先するものでございます。この中には、直径血族及び兄弟姉妹はお互いに扶養する義務があるとこれが優先しておりますので、これを外すことは不可能かというふうに考えております。

○宮嶋委員

でも強制じゃなくて、書かなくて出してもいいわけでしょ。これを受け取ると、書かないといけないと言う圧迫観念になって、そういう意味では、こんなにまで自分は書かされたということでは生活保護申請者に対して、親族の中でいろいろやりとりがあるわけですよ。その辺のことは考えておりませんか。

○生活支援課長

生活保護を検討される方につきましては、生活困窮に至る過程で扶養義務者との関係が、疎遠になっている場合というのが非常に多く見られております。また、社会の扶養意識も変化しておりますので、扶養の履行を要請することが要保護者の心理的負担なること、そういう場合があるということも十分に理解しております。このようなことから、要保護者に対する扶養義務者の援助が生活保護適用の前提要件とあるような誤解を与えないように十分な配慮を行っており、慎重に扶養の考え方、扶養調査の方法等の説明を行うよう、所属職員には厳重に指導しているところでもございます。今後もこのような配慮を徹底した上で、扶養義務調査については実施してまいりたいと考えておりますが、これだけ1つ申し上げておきたいと思いますが、この調査につきましては、当福祉事務所が生活保護の水際作戦や保護の却下を目的として実施しているわけではございません。あくまでも、しっかりと調べることで、少しでも早く保護の決定をし、要保護者を安心させたい、そのようなことを目的に調査を実施しております。このようなことから考えましても、少しでも調査が迅速に進みますように、調査の積極的なご協力をお願いしたいと、そのように考えております。

○宮嶋委員

今、課長が言われたのは、調査する方の勝手じゃないかなというふうに思います。で、源泉徴収票とか給与明細書とか、ローン返済予定表ですね。あのいわゆる、これ家族ですから、絶対的扶養義務者でない方の名前まで書いて、その方の源泉徴収票とか給与明細書まで要求する権利が福祉なのか、飯塚市なのか誰の名前で出すんですかね。福祉事務所長にあるのかどうか、お尋ねします。

○生活支援課長

あくまでも権利があるのかないのかということであれば、任意でありますので、お答えしていただく方の考え方1つになろうかと思えます。ですから、何度も重ねて申し上げますが、返送されない場合の方がそういう源泉徴収までわざわざ入れてくる方というのは、非常に少のうございます。ただ、この段に平均月取額、これを書かれている方は現実的には非常に多い。そのような状況ではございます。

○宮嶋委員

この扶養届出書はこれ1枚で送られるんですか。それともこれに文章を書くに当たって、書き方とか書いたのがあるんですか。

○生活支援課長

一応今のこの別に、鑑文は付いておりますけども、鑑文はどこどこ、誰誰さんが生活保護の申請をされておりますので、お父さんでありますなになにさんは扶養の援助が可能でしょうかという鑑文が別についているところでございます。

○宮嶋委員

ではこの書類を使わないということができないというお答えですので、この文章のほかに、例えば、3については強制ではありませんので、答えられる方だけ答えてくださいというような文言をつけるということはできますか。

○生活支援課長

現状のところ、そのような考えはございません。

○宮嶋委員

いや、こういうものまで書かないといけないということが分かれば、取り下げとかそういう事態にも発展するのではないかなというふうに思います。いかがですか。

○生活支援課長

先ほどもお話ししましたが、この扶養義務調査が非常に申請される方の心理的負担になるということは、非常に私たちも十分な理解をしているところでございます。しかしながら、現実には生活保護を申請された方で取り下げの理由に、この生活保護の扶養義務調査がということで取り下げをされた方はこの数年いらっしゃいませんので、あくまでもそのときに、十分な説明を差し上げて、保護者の方にこのような形で扶養義務調査をいたしますが、よろしいでしょうか。で、どうしてもだめな場合というのは、先ほど申しましたようにその関係がどうしても複雑で、この人だけには調査をしてほしくないというような訴えがあった場合には、それは十分な配慮をこちらでも行っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと、そのように考えております。

○宮嶋委員

保護を申請される方にはそういう説明をしていると。ただこれ、ほんと保護申請するからねと、私も中に入ったときはあのいろいろ役所の方から問い合わせとかあるから、そのときに困られるからお相手に言っといってくださいねという説明をよくするんですけど、こういうのが送られて来るといふふうには考えてないからですね、突然こういうのが来るとやっぱりびっくりされると思うんですね。取り下げの理由の中にはないっておっしゃるけど、色々ないきさつがあった中で、こういう理由じゃなくて、他の理由で取り下げの方がこのことでもめて後で取り下げるといふこともあるんじゃないかなと思うんですね。だからほんとに絶対的にここを書かないでもいいとおっしゃるんですけど、そういう丁寧なお知らせをぜひいただきたいというふうに思います。同じ答弁になると思いますので、ではこの間の取り下げ件数の推移を教えてください。中身の理由もお願いします。

○生活支援課長

先ほど申し上げました、取り下げの件数ですけども、平成26年度が取り下げが19件、平成27年度が取り下げが16件、平成28年度におきましては、取り下げが29件というふう

になっております。中身につきましてですが、その理由でございます。その理由は、1番が、先ほども申しましたように、生命保険解約金や遡及年金により自活のめどがたった。2つ目、調査の結果、手持金等が発覚し取り下げとなった。3つ目、医療費の他法、他施策により医療費のめどがたった。4つ目、申請後の就労見込みにより生活のめどがたった。5つ目、申請後の引き取り扶養、仕送り開始により、生活のめどがたった。以上、上位5点でございますが、この上位の3つ、生命保険と手持ち金、医療費の他法、他施策によりまして、29件中21件、約4分の3を占めております。この3年間において、この取り下げの件数が変動がございますが、これにつきましては、特に生活保護制度によって調査方法が変更を加えられたり、特段に強化されたというような生活保護制度の改正は見られておりませんので、そのときどきの申請者の状況や社会経済状況等、諸々の要素によって件数の変動があったものそういうふうに考えております。

○宮嶋委員

取り下げはその時々で違うということで、突然28年度があふえたということではないということですが、やはり生活保護を受けるということが、本来は当然の権利というか、本当に困ったときに申請するんだからいいんですよって言うけど、やっぱりね、生活保護を申請することにもものすごく後ろめたさを抱えてあって、家族とかの仲もぎくしゃくするということがいっぱいあるんですよね。だからね、再三言いますけれども、もっと丁寧に、こういう扶養義務者に対して、特別にこういうのを書かなくてもいいということは、この扶養義務者に対してお知らせしていただきたいと思いますが、ぜひ今後、検討していただきたいということで要望です。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:08

再 開 15:10

委員会を再開いたします。宮嶋委員から「穂波東小学校における通学路の安全確保及び体育授業と体育会について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。宮嶋委員、その具体的な内容説明をお願いいたします

○宮嶋委員

穂波東小学校、楽市小学校と平恒小学校が1つになって、本来は小中一貫校ですが、1年、中学校がおくれておりますので、今年度は、穂波東小学校ということになっておりますが、ここの通学路が学校ができる前から通学路がどんなふうになるんですかということでしたが、実際に、子どもたちが動き出したところで、通学路の安全が本当に確保されているのか。それと体育施設が工事などで確保できなくて、今どういうふうな体育授業が行われているのか、ことしの体育会がどういうふうになるのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「穂波東小学校における通学路の安全確保及び体育授業と体育会について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「穂波東小学校における通学路の安全確保及び体育授業と体育会について」を議題といたします。宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

穂波東小学校、4月から動き出しました。で、以前から通学路について、旧国道200号線それと、JRの踏切を渡らないと、ほとんどの子ども達が学校に行けないというところで、子どもの安全確保が本当にできているのかというところで質問をしてきたんですけども、通学路について、前回、当初、2回目の質問のときに通学路が、1箇所交差点が変わりました。それで、それぞれの交差点について、子ども達が今、どのくらいの子ども達が通学路、交差点を渡っているのかお尋ねします。

○学校施設整備推進室主幹

4月に入りまして、始業式4月5日から4月いっぱい教育委員会職員において旧国道200号線県道瀬戸飯塚線それから、福北ゆたか線の踏切、それぞれの通学路となっている交差点と踏切に職員の方が立ちまして、安全指導も兼ねて通学状況の調査をいたしました。その結果ですけれども、穂波庁舎前交差点、こちらの方の通行の児童数は、1日平均10人で行っていました。次に楽市交差点、これが今のご質問の中でありました一部通学路の変更があったというところで行っていますが、こちらの方から1日平均で25人。それから新道の交差点、こちらの方が1日平均で53人。また楽市公民館前交差点で、54人という結果で行っていました。また踏切、福北ゆたか線の踏切の方で行っていますが、忠隈郵便局横の宮ノ前踏切、こちらの方が27人、1日平均ですね。それから楽市交差点の東側の踏切が1日平均25人。また楽市公民館東側の東楽市踏切、こちらの方が134人という結果で行っていました。

○宮嶋委員

この数字は、4月前に推定されていた人数と比べ、どんなふうですか。違いますか。

○学校施設整備推進室主幹

開校前に教育委員会の方で予測いたしました数字としましては、穂波庁舎前が一番変動が大きく、開校前につきましてはここで138人の通行があるだろうということで、お答えもさせていただいたところですが、こちらの方が10人。また、楽市交差点で行っていますが、こちらの方、予測では109人ということが25人ということで、こちらの方もかなり大きく変わっております。また、新道の交差点におきましては、68人ということで見込んでいましたところで53人で行っています。楽市公民館前交差点こちらの方も68人で、予測したところが54人ということで、ただ予測のときには、小中がちょっと分離できませんでしたので、穂波庁舎前の138人、今申しましたあの事前の予測値の中には中学生も入っているということで、お願いしたいと思います。

○宮嶋委員

新道の押しボタン式の交差点、ここがやっぱり一番多いということで、新道といわゆる公民館前の信号機から、結局庁舎前でなくて、ずっと旧道を長崎街道、小学校の前の道をまっすぐ行って皆さん、南の方から渡っているということが、この踏切、一番向こうの踏切が一番多いということではわかると思います。それで問題は、いわゆる信用金庫のある踏切、交差点ですね。ここが元々なかったのに、その後、ガソリンスタンドの所であったのにそれをあのセブンイレブンの方に変えられたという信用金庫の所に変えられたというところで、通学路がずいぶん変わったんですけど、改めて、それを変えた理由をお知らせください。

○学校施設整備推進室主幹

やはり開校前の段階におきまして、今質問者も言われます楽市小学校の前からまっすぐ東側に向かってエネオス石油の方に渡る部分につきましては、横断歩道はございますけれども、信号機がないということで、やはり信号機がある部分に変えたということで聞いております。

○宮嶋委員

信号機をお願いしているということはないんですかね。その時点では、申し入れがあって、信号機をつくってほしいということではなかったんですかね。

○学校施設整備推進室主幹

楽市小学校前から東のエネオス石油の所の横断歩道がある部分につきましては、開校準備協議会の中で協議している段階からこちらの方に信号機がつかないだろうかというふうな協議が多々あったということは、議事録の方でも確認の方はしておりますけれども、開校前またここ1年で信号機の設置の要望などがあがってきたというのはございません。

○宮嶋委員

当初、信号機の要望というのは出ていたんじゃないんですか。そういう要望を出されてないですかね。

○学校施設整備推進室主幹

当初こちらの方の箇所につきましては、楽市公民館前の交差点の方の信号機の設置の折にあわせて協議を行われていたということで聞いております。ただ、その協議の中で、警察の方から新道の信号機、楽市公民館前の信号機、さらに、ここのエネオスの信号機ということで非常に信号機の間隔が短い中で、3本もつくというのはというお話があったということは聞いております。

○宮嶋委員

ではその要望というのは、取り下げられているんですか、生きているんですか。

○学校施設整備推進室主幹

私の方で確認したところ、要望書というのは、ちょっと見ていない記憶なんですけれども。

○宮嶋委員

それで、その信用金庫の所の信号機を渡るように、エネオスではなくて、信号機を渡るようになったんですけども、信号を一番、車がものすごく、朝の時間立ってみると、車の量がものすごく多いんですね、あの交差点。その中で、踏切の方に向かっていくと、ほとんど歩道がないんですね。セブンイレブンから出入りする車もあるし、踏切も狭くて、子どもが一人、両方から来てる車をすり抜けていくというような、今、状況になっているので、大変危険な状況になっています。その踏切の近くは白線が引いてあるんですけど、交差点から信号機までは白線が消えています。そして路側の所も土がでこぼこして、本当に歩きにくいような状況になっていて、とても通学路として、安全じゃないんじゃないかなと思いますけど、その辺の認識はいかがですか。

○学校施設整備推進室主幹

セブンイレブンの所から踏切の所までの区間の関係というふうに認識しております。その部分につきましては、開校前に穂波庁舎の方の経済建設課、また、本庁の方の土木管理課の方にこちらの方の歩道についてご相談したところ、道路改良工事の方を新年度、いわゆる今年度でちょっと予定をしているのでということ、聞いております。その中で今言われてます、白線の部分、またあわせて予算に余裕があれば、グリーンベルトについてもちょっと検討していただけないかというのは、年度が切り替わる前にちょっとご相談の方を差し上げているところでございます。

○宮嶋委員

信号機さえついていけば、エネオスの所の方が道も広いし、踏切も広いし、子ども達が安全に渡れると思うんですね。それでぜひできれば、エネオスの所に信号機を子ども達が通る時間帯だけでもいいですね。そういう工夫を、ぜひ考えていただきたいという要望にしておきます。ぜひそれと、当面はセブンイレブンの所の交差点、子ども達が渡る所をもっと安全に結構、車とばしていくんですね。その辺の安全確保をお願いしたいと思います、いかがですか。

○学校施設整備推進室主幹

エネオス石油の件なんですけれども、4月いっぱい通学状況も踏まえた中で、他の一貫校



の関係もございましたので、5月17日に、飯塚警察署の担当課の方に行きまして、この件もちょっとあわせて再度、エネオス石油の前の信号機の設置についてちょっとお聞きをしたところでございます。その結果で言いますと、おっしゃられるように、ガソリンスタンドから、東側に向かう部分の道路については確かに幅員もあり、いいんですけれども、楽市小学校から横断歩道までの区間というのが、これが非常に狭くて、信号機をつけた場合は、必然的にその信号が赤の場合は、車がそこで停まると、車が停まった場合、また青で車が進んだ場合に、歩行者の安全確保が十分にできるスペースが警察の方としては、そこでは確保できていないのではなかろうかというふうな、ちょっと懸念を示されました。絶対信号機がつかないというわけでは、回答いただいておりますけれども、その条件としましては、やはり十分な幅員の確保で、歩行者の安全確保ができる歩道幅員、それからまた信号機が赤であった場合の、歩行者が信号機の滞留できる場所、そういうのが条件をそろえる必要があるということでは聞いております。

○宮嶋委員

ぜひ、こちらの都合で通学路を変えて子ども達を渡らせているわけですから、ぜひ安全に子ども達が渡れるようにやっていただきたいというふうなことで、このことは終わります。体育授業についてですが、今体育館はまだ工事中ということで、運動場も半分しかないということで、体育の授業をどういうふうにされているのか、お尋ねします。

○学校施設整備推進室主幹

体育の授業でございますけれども、質問者が言われるとおり、現在運動場がおよそ半分近くが工事エリアとして使えない状況でございます。で、その中でございますけれども、運動場の広場が、有効面積がだいたい有効面積が全体で8700平方メートルの半分近くが使えるということで通常グラウンドを使う体育の授業については今のところ既存の工事エリア外のグラウンドの方で行っているということで、確認しております。また屋内運動場を使う体育の授業につきましては、楽市小学校の屋内用運動場体育館、またはB&Gの方で行っているということで聞いております。

○宮嶋委員

運動場の分についてはほぼ穂波東小学校の運動場で事足りているということですね。それとその体育館については楽市小学校とB&Gを使っているということですが、その住み分けというか、何年生がどこかどういふふうな割り振りをされているんですか。

○学校施設整備推進室主幹

2カ所の場所を使って現在完成していない体育館の代わりに、屋内運動が必要な体育の授業を行っているものですが、その割り振りにつきましては、学年などは特には決めてないということで聞いております。どういふふうに決めているのかということで、お聞きしましたところそれぞれの学年、学級の授業のコマ割り、こちらの方で、調整の方を行っているということで聞いております。

○宮嶋委員

移動はどんなふうになっていますか。

○学校施設整備推進室主幹

バスで移動しているということで聞いております。

○宮嶋委員

授業時間が限られている中で、バスを使ってそういう移動それが授業時間に食い込んでいるということではないかなというのがちょっと指摘があるんですけど、授業時間の確保というのはどういふふうにされていますか。

○学校施設整備推進室主幹

ご質問者の言われるとおり、バスでの移動になりますとバスに乗っていく時間、また、そこ

からバスに乗って帰る時間などもございますので、2コマ連続の授業時数にしているということで聞いております。またその2コマ連続ではございますけれども、途中で適切に休憩は入れながら、トイレ時間などを取っているということで聞いております。

○宮嶋委員

実質的に授業時間というのは、何分ぐらい取れているんですか。

○学校施設整備推進室主幹

申しわけありません。実質的な時間まではちょっと聞いておりませんでした。

○宮嶋委員

子ども達の授業時間が随分削られているんじゃないかという心配の声があがっております。ちょっとその辺、詳しいことをお聞きしたいと思います。それから体育会についてですが、体育会の予定はどういうふうになっていますか。

○学校施設整備推進室主幹

体育会、運動会でございますけれども、こちらの方は、現在11月5日を予定しているということで、学校の方から聞いています。

○宮嶋委員

体育館ができて上がるのはいつですか。

○学校施設整備推進室主幹

工事自体につきましては、10月31日が工期でこの日をもって全ての囲い込みなんかは事前に取り払われているという状況であることは、建築課の方とも再三確認をしておりますので、体育館完成だけで言えば10月31日には完成しているということになります。

○宮嶋委員

そのときには、もう運動場もきちっと使えるような状況になるということですかね。

○学校施設整備推進室主幹

このときには、運動場の方も今引いてある鉄板その他諸々がどかさされていて、運動場がもう11月1日から使える状況であるということで確認をしています。

○宮嶋委員

では例えば小運動会とかそういうのはいつされるんですか。

○学校施設整備推進室主幹

大運動会が11月5日というふうになるのかもしれませんが、小運動会についてはちょっと確認をしておりません。すみません。

○宮嶋委員

結局ですね、体育の授業は何とか運動場で今の半分の運動場でできているということですが、体育会の練習がいつから始まるのか、ではどこですするのか、随分、無理があるのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○学校施設整備推進室主幹

質問者言われますとおり、運動会自体は11月5日で工事の終わりは10月31日。グラウンドももう使えるようになっているということで、当日の影響はないと考えているんですけれども、その練習については、やはりその運動会当日にいきなり本番ができるわけではございませんので、事前の方からの練習が必要になってきます。全体練習などについては、通常の規模であれば、内容であれば10月の初旬または遅くても中旬ぐらいには、全体練習は必要ではなからうかということで、学校の方から聞いております。

○宮嶋委員

大人の都合で、学校が統廃合されて、子どもにしわ寄せがいっぱいいっているんじゃないかなと思うんですね。体育会も学校で全体練習をすることになれば、バスに乗って移動するのもかもしれませんけれども、そうなってくると時間的に随分つぶれていってしまうとい

うことで子どもの安全の問題とあわせて、学ぶ権利が確保されるのか体育会のための安全な練習ができるのかどうかというのが、随分疑問なんですけれど、お答えされるのが学校教育課ではないのは、何でなのかなと思いますけど、その辺についてどういうふうに思っているのかそちらの方で答弁をされるのでしたら、教育長の方に答弁していただきたいかなと思います。

○学校教育課長

移動を伴いながらの体育でございますが、体育を2コマ連続するということでの、この10分間の時間というのはかなり貴重な時間でございます。それから、各学校の履修時間につきましては、学期前に学期ごとに提出をいただいて、その時数を見ておりますが、今、手元に資料がないので正確な数字を言えませんが、この穂波東校に関しましては、通常の文部科学省の示す100を超えた体育の時数を確保しておりますから、トータルとしては、必要時数は確保しているものと考えております。それで実は、明日また、穂波東校に私が行って今委員の言われたことも含めて、指導を兼ねた話に行こうと予定してるところなんですけど、実際にこの移動を伴う体育館においては、例年よりも多少、種目の変更、調整等も必要となります。若干私事になりますが、私も過去、幸袋校の校長として移動を伴う体育会を経験しておりますので、そのときに伝統の体育会の姿を損なわずに、どういったところで、スリム化を図ればいいのかという私なりのノウハウを持っておりますので、そういったところを、きめ細かに学校の方には指導してまいりたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

なかなか、31日に体育館ができ上がって、11月5日の窮屈な運動会、体育会になりそうですけれども子ども達の安全、いろいろ配慮されて体育会の中身がどういうふうになるかというのはわかりませんが、ぜひ子ども達の、時間的な確保、のびのびと運動会が、体育会ができるように配慮をしていただきたいというふうに思います。また、見学にも行かせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を15時45分といたします。

休 憩 15 : 35

再 開 15 : 45

委員会を再開いたします。お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターの設置」について報告を求めます。

○社会障がい者福祉課長

飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターの概要ということで、A4縦1枚の資料をお手元にお配りをいたしておるところでございます。ご参照のほどお願いいたします。

現在、飯塚市、嘉麻市、桂川町2市1町では、共同で障がい者、障がい児のワンストップ相談窓口、相談支援事業所などの中核的な役割を担う機関として障がい者基幹相談支援センターを設置するというので、事務を進めておまして、このことにつきましては、平成28年9月26日開催の厚生委員会におきましても、中間のご報告をいたしておりましたが、このたび



す。平成26年から28年の3年間の温度測定で、室温が28度以上の日数を各月ごとに集計した室温調査結果を小、中学校別に2ページにまとめております。3ページ、3の設置に当たっての基本方針でございますが、まず設置する教室については、児童、生徒が常時利用する普通教室、特別支援学級、また特別教室のうち音楽教室としております。設置学級数については、今後6年以内のクラス数の増減を推計し見込んでおります。なお、音楽教室については、防音のため窓を閉めることが必要であるため設置するものがございます。2、設置工事の効率化・設置費用の縮減については、国の交付金対象事業に該当する直接工法方式による学校単位での設置とし、3、工事期間については、授業に支障のないように夏休み期間中を含む期間としております。4、空調方式については、小中一貫校を除く既存の学校施設には、新たに大きな機械設置スペースを設けることは困難性があることから個別方式としております。また、熱源として電気を用いるものとガスを用いるものがありますが、小中一貫校については、既に電気を熱源として基本設計済みでございます。その他の学校については、基本設計において検討して決定するものとしております。5ページの4、優先順位の考え方については、1点目としましては、学校室温調査により室温が高い学校を優先して設置すること。2点目としましては、配慮を要する児童生徒への対応として1、中学生は制服であり衣服による体温調整が困難であること。2、中学生の方が学校にいる時間が長いこと。3、中学校は教科担任制をとっており、小学校に比べて臨機応変な授業内容の変更や実施場所の変更が困難であることから、中学校の方が優先順位が高いと考えられるということ。三点目として、鎮西地区における小中一貫校については、現在新校舎を建設中であることから、児童生徒が在校しないこの時期に空調工事を実施することが、供用開始後に再度工事を実施するより効率的であると考えられること。以上を総合的に判断し、設置の優先順位を考えております。なお四点目として、今後国の施策等により有利な財源の活用が見込める場合等においては、計画の前倒しを検討することとしております。5の設置工事スケジュールについては、設置工事前に設計業務を実施する必要があることから、事業期間は平成29年度から平成34年度までの6年間に設定しています。6ページの表3は、空調機が設置される年度ごとに一覧としてまとめたものでございます。各校を3の設置に当たっての基本方針及び4の優先順位の考え方に基づき、順次整備していくこととしております。総事業費は、約15億4千万円、電気代等のランニングコストは、5千500万円程度を見込んでおります。なお、設置工事年度については、30年度からの5年間としております。別にA3、1枚物の空調設備整備事業の事業計画等につきましては、総事業費及びランニングコストの年度ごとの内訳でございます。以上で簡単ではございますが、説明を終わります。

#### ○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)」について報告を求めます。

#### ○生涯学習課長

「飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)」についてご説明申し上げます。計画の概要についてご説明いたします。別冊の計画書をお願いいたします。子どもの読書活動の推進につきましては、平成13年に公布・施行されました子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づき策定するもので、子どもたちの豊かな心と、生きる力を育てるため、家庭、地域、学校、行政が一体となって、子どもの読書活動を推進するものです。本計画は、序章から第4章の5章構成であり、前計画を前提に見直しをしたものであり、改訂版としています。

序章についてですが、成果と課題を示しております。次に、第1章でございますが、飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)をつくるに当たっては、国と県の動向や本計画策定の意義

について、策定の基本的な考え方として、計画の位置づけと性格、計画の3つの柱、計画の期間についてお示しをいたしております。次に7ページからは、第2章飯塚市の子ども読書活動の現状について、家庭地域での現状、保育所・認定こども園の現状、図書館環境についてふれております。8ページから9ページの2では小、中学校児童生徒の読書意識調査の結果について内容を記載しています。10ページの3から12ページの5までは、小、中学校の学校図書館の現状について、市立図書館の利用状況について、また飯塚市の事業実施状況について、記載、紹介をいたしております。次に第3章の子どもの読書活動の推進に向けてでは、3つの基本方針の基づき、推進を行うことといたしております。最後に、24ページの第4章では、より良い計画推進のためということ、本計画の策定に携わった各関係部署や関係団体などと活動の進捗状況の把握等を行うため、推進委員会を開催し、次期計画の策定の基礎となる総合的な意見を求めていくことといたしております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成29年度飯塚市中学生海外研修事業について」報告を求めます。

○生涯学習課長

「平成29年度飯塚市中学生海外研修事業」についてご説明をいたします。研修先については、昨年同様のカリフォルニア州サニーバール市近郊となります。研修生は、市内在住の中学生20名を選考いたします。

今回、研修日程の変更等を行っております。別紙資料1をごらんいただきたいと思います。ください。今回の研修事業の変更点について、まとめております。まず、1の変更点ですが、現地研修期間は夏季休暇期間中の10日間から、長期休暇を含む10日間に、8月から3月に変更しております。具体的には、平成30年3月24日から平成30年4月1日までの9日間に変更いたしております。次に、2の変更理由についてでございますが、大きく2点ございまして、8月下旬がアメリカの新年度開始時期に当たり先方の学校の受け入れが困難であること、また、6月から8月の夏休み中にホストファミリー、受け入れ先や学校と事前協議等を行うことが困難であることが大きな理由になります。3の変更に伴う対応として、現地研修の時期が3月になることで事前研修の時期が高校受験と重なるため、中学3年生の参加が難しいことが予想され、この措置といたしまして、今年度の募集要項に研修対象者の拡大を検討する等の記載をすることで、次年度以降の参加の機会確保について周知を図ることといたしております。次に、別紙資料2のスケジュールをご説明いたします。時期の変更に伴い、昨年とはスケジュールが大きく異なっております。特に、研修生関係、4行目から下から2行目になりますが、7月から8月にかけて、募集案内、受付を行い、その後9月3日の試験の後、9月中旬に研修生の決定を行います。その後は、9月末から3月上旬まで計5回の事前研修、9日間の現地研修、4月・5月に事後研修等を予定いたしております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします6件の工事は、土木一式工事2件、建築一式工事3件及び専

門工事1件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、1件目及び2件目につきましては、市内土木一式工事のI等級に格付けされている要件等を、3件目及び4件目につきましては、市内建築一式工事のI等級に、5件目につきましては市内建築一式工事のI等級又はII等級に格付けされている要件等を公告し、また、6件目につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事電気A等級に格付けされる市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。次に、入札の結果についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校斜路整備工事につきましては、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額901万9520円、落札率89.32%で株式会社 あさひ産業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります14者全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。次に、資料2ページをお願いいたします。飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校グラウンド造成(1工区)工事につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額832万58280円、落札率87.75%で株式会社 伍栄建設が落札しております。なお、本件の入札につきましても、最低制限価格によります13者全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。次に、3ページをお願いいたします。飯塚市立小中一貫校幸袋校附帯建物建設工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2981万6000円、落札率90%で株式会社 西組が落札しております。次に資料の4ページをお願いいたします。若菜小学校大規模改造(その1)工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3361万3280円、落札率89.99%で株式会社 瑞建工務店が落札しております。なお、本件の入札につきましても、最低制限価格によります3者全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。次に、資料の5ページをお願いいたします。若菜小学校大規模改造(その2)工事につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6040万6560円、落札率92.69%で株式会社 家夢建築事務所が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式にて落札者を決定いたしております。次に、資料6ページをお願いいたします。若菜小学校大規模改造(電気設備・その1)工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5127万3000円、落札率93.25%で有限会社 碓井電気商会在が落札しております。以上簡単ではございますが、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません。質疑といいますか、訂正なんですけど、1ページ目の最低制限価格で入札と言われていましたが、落札額と最低制限価格が違うと思うんですけども、単なる間違いなんですか。

○契約課長

申しわけありません。訂正いたします。落札額につきましては、最低制限価格と同額になりますので、改めて申しますと、901万9520円。そのうち消費税につきましても、667万5520円ということになります。申しわけありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:07

再 開 16:15

委員会を再開いたします。「閉会中の特別付託事件」についてお諮りいたします。本委員会として「保育行政について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として「保育行政について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。